

第四十回 参議院 法務委員会 會議録 第七号

昭和三十七年二月二十七日(火曜日)
午前十一時二分開会

常任委員 西村 高兄君
会専門員

委員の異動

二月十四日委員鍋島直昭君及び加賀山之雄君辞任につき、その補欠として林田正治君及び大谷盛潤君を議長において指名した。

二月二十四日委員増原恵吉君辞任につき、その補欠として西田信一君を議長において指名した。

本日委員大和与一君辞任につき、その補欠として山口重彦君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松野 孝一君
理事 井川 伊平君
亀田 得治君

委員

大川 光三君
野上 進君
高田なほ子君
赤松 常子君
辻 武壽君
大谷 盛潤君

國務大臣

植木庚子郎君

政府委員

内閣官房長官 大平 正芳君
法務大臣官 新谷 正夫君
房経理部長

法務省民事局長 平賀 健太君

事務局側

本日の會議に付した案件

○民法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○建物の区分所有等に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○臨時司法制度調査会設置法案(内閣送付、予備審査)

○檢察及び裁判の運営等に関する調査(昭和三十一年度法務省関係予算に関する件)

○昭和三十一年度裁判所関係予算に関する件

○委員長(松野孝一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について御報告申し上げます。

二月十四日付鍋島直昭君辞任、林田正治君選任、加賀山之雄君辞任、大谷盛潤君選任、二月二十四日付増原恵吉君辞任、西田信一君選任、二月二十七日大和与一君辞任、山口重彦君選任、以上であります。

○委員長(松野孝一君) 去る二月十四日当委員会に付託されました民法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、植木法務大臣より提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(植木庚子郎君) 民法の一部を改正する法律案について、提案の

理由を説明申し上げます。

昭和二十二年新民法が第一回国会で可決されました際、同法は将来できる限りすみやかに再改正をする必要があると認める旨の附帯決議がなされた関係もありまして、法務省におきましては、昭和二十九年以降民法全般の改正について検討を続けてきたのであります。

が、民法全般の改正は、何分にも国民の身分上及び財産上の生活に重大な関係を持つ多くの根本問題を含んでおりますので、これらの根本問題にわたる改正については、今後なお引き続き検討を重ねる必要があるものでございす。しかしながら、他方、新民法施行後今日までの同法運用の実態にかんがみますと、右に申し述べましたような根本問題にわたらない事項で、現行の規定の解釈に疑義があつて実務上不便を来しているもの及びこれらにあわせてこの際改正をすることが望ましいと思われるものもありまので、今回、これらの根本問題にわたらない事項のみについて改正を行なうため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案による改正点の骨子を申し上げますと、
第一、危難失踪の場合における失踪期間を一年に短縮し、かつ、失踪者が死亡したとみなす時期を危難の終わったときとしたこと。
第二、死亡した数人の死亡の先後が明らかでないときは、これらの者は同時に死亡したものと推定するものとしたこと。

第三、養子が十五歳未満の場合における離縁の協議者を明確にしたこと。

第四、後見人の解任の請求権者に檢察官を加え、家庭裁判所の職権による後見人の解任を認めたこと。

第五、被相続人の孫以下の直系卑属は、すべて代襲相続によって相続するものとしたこと。

第六、相続の限定承認または放棄の取り消しは、家庭裁判所に申述して行なうものとしたこと。

第七、相続の放棄をした者は初めから相続人とならなかつたものとみなすものとしたこと。

第八、相続人の不在の場合における相続権を主張すべき旨の公告の最短期間を六カ月に短縮したこと。

第九、相続人が存在しない場合には、家庭裁判所の裁量によって、被相続人と特別の縁故があつた者に、相続財産の全部または一部を与える道を開いたこと。

第十、以上の改正に伴つて、家事審判法及び戸籍法に所要の整理を加えたこと。

であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに可決されますよう希望いたします。

○委員長(松野孝一君) 次に、平賀民事局長より補足説明を聴取いたします。

○政府委員(平賀健太君) 改正案の逐条につきまして御説明申し上げます。

まず、第三十条の改正では、現行法第八百三十一條第二項は「養子に代つて縁組の承諾をする権利を有する者」と

のであります。明治三十一年の民法制定當時に比較して交通通信が著しく発達した今日におきましては、危難に遭遇した者の消息が一年間もわからないときは、死亡の公算が大であると認めるのが相当であるからでございす。

次は、第三十一條の改正であります。本条は、危難失踪の場合に、失踪者が死亡したものとみなされる時期をなるべく実際の死亡の時期に近いものにするのが妥当でありますので、危難の終わったときから一定の期間が満了したときに死亡したものとみなすことを改めまして、死亡の危険のあつた危難の終わったときに死亡したものとみなすことにいたすものであります。

次は、第三十二條ノ二の規定の新設であります。同時死亡の推定は条理上当然であるとも考えられますが、現行法には明文がありませんので、この点を規定上明確にしようとするものであります。なお、同時死亡者相互の間には相続が行なわれませんが、代襲相続が行なわれると解すべきことは当然でありますので、現行法第八百八十八條第一項で「相続の開始前」とあつたのを、この改正案の第八百八十七條第二項におきましては「相続の開始以前」に改めて、その点を明確にいたしております。

次は、第八百三十一條の改正であります。養子が十五歳未満の場合における離縁の協議者につきまして、現行法第八百三十一條第二項は「養子に代つて縁組の承諾をする権利を有する者」と

規定してありますが、この規定が明確を欠きますため、たとえば養子の実父母がともに死亡している場合、右の協議者として特別代理人を選任する家庭裁判所と後見人を選任する家庭裁判所とが、取り扱いが区々となっており、そこで、本条におきましては、養子が十五才未満の場合には、養子の離縁後にその法定代理人となるべき者が離縁の協議者となることを明らかにし、その法定代理人となるべき者が定まっていないう場合、たとえば実父母が子の縁組後離婚しているときは、あらかじめ父母の協議でその一方を子が離縁した場合その親権者となるべき者と定め、また、実父母がともに死亡しているときは、家庭裁判所はあらかじめ養子が離縁した場合にその後見人となるべき者を選任することができるものとしようとするものであります。

次は、第八百八十七條の改正であります。本条は、現行法第八百八十七條及び第八百八十八條にかわるもので、次の三点を内容としたしております。

第一点は、被相続人の子が全部死亡して孫以下の直系卑属がある場合の相続関係について、実務上は、孫以下の直系卑属は、被相続人の子を代襲する資格で相続するものとして取り扱われていますが、他方、孫以下の直系卑属は、固有の資格で相続人となるという解釈も行なわれ、疑義を生じておりますので、これを解決しようとするものであります。すなわち、本条第一項で被相続人の子は相続人となるものとし、第二項で被相続人の孫が代襲相続によって相続する旨を明確にし、さらに第三項でその者の直系卑属がさらに代襲の代襲によって相続する旨を明確にいたしました。

第二点は、現行法第八百八十八條第二項の規定を削除して、相続人となるべき者が廃除、欠格等の事由によりその相続権を失った後、相続開始前に出生した子や養子となった者があれば、これらの者にも代襲相続を認めることといたしました。

第三点は、本条第二項にただし書を設け、代襲相続人は被相続人の直系卑属でなければならぬという点を規定上明確にいたしました。

次は、第八百八十八條、第八百八十九條、第九百條、第九百一條の改正でございますが、これはただいま申しました八百八十七條の改正に伴う字句の整理であります。

次は、第八百四十五條の改正でございます。

本条は、家庭裁判所における後見監督の実情にかんがみまして、旧民法の親族会による後見人の免職を家庭裁判所の権限に吸収し、家庭裁判所による職権解任の途を開くことにより、後見監督の実をあげようとするものであります。なお、檢察官を解任請求権者に加えますのは、親権の喪失の宣告について檢察官が請求権者となっている

こととの均衡をはかるためであります。次は、第八百八十七條の改正であります。本条は、現行法第八百八十七條の規定が、家庭裁判所に限定的承認または放棄の申述と同じく、その取り消しの申述をも家庭裁判所において受理する取り扱いをしており、その中に加え、取り消しの方法を明確にしようとするものであります。

次は、第九百三十九條の改正であります。本条は、相続放棄の場合における相続関係について、現行法第九百三十九條第二項の規定の解釈が分かれ、実務上支障を来しているもので、相続の放棄をした者が相続開始当時にいなかったものとすれば相続人となるべき者に、相続財産の全部が帰属することとして、相続放棄の効果を明確にしようとするものであります。

次は、第九百五十八條の改正であります。本条は、相続人不存在の場合における相続人搜索のための公告の最短期間を一年から六カ月に短縮するものであります。

現行法では相続人搜索のための公告期間は一年以上となっておりますが、交通、通信の発達した今日では、この期間は長きに失し、相続財産の管理上不便でありますので、これを六カ月に短縮し、相続人不存在の場合は相続財産の管理人の選任の公告後最長限度十カ月を経過したときは、次の第九百五十八條の三に規定する措置をすることができるようになるものであります。

次は、第九百五十八條の二の規定の新設であります。相続人不存在の場合、現行法第九百五十九條により、清算後の相続財産は直ちに国庫に帰属し、相続債権者及び受遺者は、国庫に対してその権利を行なうことができないことになっておりますが、相続財産の国庫帰属の直前の段階におきまして次の第九百五十八條の三に規定する措置をすることができるようになります。

次は、第九百五十八條の三の規定の新設であります。相続人不存在の場合、現行法では清算後の相続財産は直ちに国庫に帰属しますが、被相続人の内縁の妻など相続人に準じて考へてしめるべき者その他被相続人と特別の縁故があつた者があることも少なくないと考えられるのであります。このような場合、相続財産は、国庫帰属に先立ちましてこれらの者に分与することが実情に即しますので、家庭裁判所は、相当と認めた場合には、相続財産の国庫帰属の直前の段階におきまして、被相続人の特別縁故者に対して、国庫に帰属すべき相続財産の全部または一部を与えることができるようにしようとするものであります。

次は、第九百五十九條の改正であります。本条は第九百五十八條の二及び三の規定の新設に伴う整理であります。

次は、第九百九十四條の改正であります。本条は第三十二條の二の規定の新設に伴う字句の整理であります。

○委員長(松野孝一君) 以上で説明は終了いたしました。本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本案の審議は本日はこの程度にとどめます。

○委員長(松野孝一君) 次に、去る二月十五日当委員会に付託された建物の区分所有等に関する法律案を議題といたします。

まず、植木法務大臣より提案理由の説明を聴取いたします。

○国務大臣(植木康子郎君) 建物の区分所有等に関する法律案につきましては、提案の理由を説明いたします。

最近、土地の高度の利用の必要から、都市における中高層建物の増加は著しいものがありますが、これに伴い

成法の実施によつて、今後ますます推進される機運にあるのであります。しかるに、区分所有に関する民法の規定は、はなはだ不備でありまして、区分所有者相互間の法律關係が不明確であり、また、建物の共用部分の管理等に対する配慮の欠けている点も少なくなく、建物の区分所有に関する法制を早急に整備する必要があるものであります。この法律案は、このような必要に對処するため、建物の区分所有關係及びこれと関連のある事項について單行法を制定し、あわせて關係法律に所要の整理を加えようとするものであります。

第二に、区分所有者の全員またはその一部が共同で使用する廊下、階段室などの区分所有権の目的とならない建物の部分及び機械室、集會室など区分所有者の全員またはその一部がその合意によって共同で利用すべきものと定めた建物の部分、すなわち共用部分は、原則として、区分所有者の全員またはその一部の共有に属することにいたし

第四に、共用部分及び建物の敷地の維持管理に關し、管理者、規約及び集会に關する規定を設け、共用部分や建物の敷地の維持管理の便宜をはかることとしたしました。

以上がこの法律案の主要な内容であります。この法律案は、なおそのほかに、附則において所要の経過措置を定めるとともに、民法、不動産登記法その他の関係法律に所要の改正を加えることとしております。

の第一条は、建物の区分所有を認める要件を規定したしたものであります。区分所有権の対象となし得る建物の部分がいかなる部分かにつきましては、民法に規定がありませんが、仕切り壁等によつて区分された建物の部分で、独立して住居、店舗、事務室、倉庫等建物としての用途に利用し得るものでなければならぬことは、判例、学説

第二条は、用語の定義を掲げたものであります。区分所有権とは、第一条の要件を備えた建物の部分、たとえばアパートの各室、ただし規約で共用部分と定めた集会室等を除くのであります。この建物の部分を目的とする所

区分所有権の目的でない建物の部分、たとえば、共用の廊下であるとか、階段室、あるいは規約で共用部分と定めた集会室等がそうであります。第二として、建物の附属物、たとえば、電気、ガス、水道の配線、配管設備等であり

次は、第三条でありますが、本条は、共用部分となるものの範囲に關しまして、次の二点を規定したものであります。

第一に、構造上区分所有者の全員またはその一部の共用に供されるべき建物の部分、たとえば、区分所有者が共同で利用するように作られている廊下、階段室、エレベーター室、屋上等は、共用部分として特別の規制をする必要がありますので、区分所有権の目的にならないことを明らかにいたしました。その結果、このような建物の部

第二に、区分所有権の目的となる建物の部分または附属の建物でありまして、これを共同の集会室、機械室、物置等を利用する場合には、規約によって共用部分とすることができるとのいたしました。

とが明らかな共用部分はそれらの区分所有者の共有とし、その他の共用部分は区分所有者全員の共有と定めました。しかし、共用部分を特定の区分所有者または第三者に管理させる場合に、課税その他の対外的関係におきま

とも認めることにいたしました。なお、共用部分の所有関係が以上のように法律の規定または規約によって定まることになりますと、その規約の定め

は区分所有者の特定承継人に対しては、効力を生じます。関係上、登記によってその所有関係を公示する必要がなくなりますので、共用部分に関する物権の変動につきましては、登記を要しないことにいたしました。

次は第五条ですが、本条は、区分所有者相互間の基本的な権利義務について規定したものであります。区

いるので、故意に建物を毀損したり、他の区分所有者の共用部分の使用を妨害したりすることは許されないのです。第一項は、この義務を規定したもので、違反者に対しては差しとめ請求、損害賠償請求等ができることに

利を認めますとともに、その使用によつて生じた損害は賠償すべき義務のあることを明らかにいたしました。

次は第六条であります。本条は、共用部分等に関する区分所有者間の債権につきまして、先取特権を認めたも

容から見て、特に保護する必要がある
ますので、本条の先取特権によって担
保されることとしたのであります。

次は第七条であります、本条は、

専有部分の収去請求権者のために区分所有権の売り渡し請求権を認めたものであります。区分所有者が數地に關する權利を有しない場合、たとえば、土地所有者と借地人が同一の建物の各一部を所有している場合において、借地の借地権が消滅したときには、その区分所有者の有する専有部分は収去しなければならぬことになりますが、

建物の一部分のみの収去は、多くの場合実行不可能でありますので、専有部分の収去を請求する権利を有する者は、収去の請求にかえて、その専有部分を目的とする区分所有権を自己に売却渡すように請求することもできるものとしたしました。

次は、第八條であります。本条は、共用部分の共有につきましては、共用部分の特殊性にかんがみ、民法の共有に関する規定を適用せず、第九條から第十五條までの規定を適用すること、及び一定の事項につきましては規約で別段の定めをすることができ旨を規定したものであります。

次は第九條であります。本条は、共用部分に対する共有者の使用権を規定したものであります。民法は、各共有者は共有物についてその持分に応じた使用をすることができ旨を規定しておりますが、この規定は、共用部分の使用については適当でないで、共用部分の各共有者は、用方に従って共用部分を使用することができ旨にいたしました。

次は第十條であります。本条は、各共有者の持分の割合を定めたものであります。民法によれば、「各共有者ノ持分ハ相均シキモノト推定ス」ということになっておりますが、共有部分に対する共有持分の割合を均分とすることは実情に適しません。また、各自の専有部分の価格の割合によることは、比較的妥当であります。そこで、価格割合に近く、かつ、算定の比較的容易な床面積の割合によることにいたしました。もっとも、各共有者が合意の上、規約でこれと異なる共有部分の割合

を定めたときは、それによることにならなければならない。

次は第十一條であります。本条は、共用部分に対する共有部分と区分所有権の目的たる専有部分との関係について規定したものであります。共用部分に対する共有持分は専有部分と不可分の関係にありますので、その処分においても、専有部分とともに処分され、専有部分と分離して処分するようなことは原則として許されないことを明らかにいたしました。たとえば、専有部分に抵当権を設定すれば、その抵当権の効力は、共用部分につきその専有部分の所有者が有している共有持分にも及びます。また、共用部分に対する共有持分のみを他人に譲渡することは原則として許されないということになるわけであり。

次は第十二條であります。本条は、共用部分の変更について規定したものであります。

第一に、民法によりますと、共有物の変更は常に共有者全員の同意を要することになっておりますが、共用部分についてはこれを緩和する必要があると、多額の費用を要しない改良行為をする場合、たとえば、共同の廊下の一部を低額の費用で共同の物置に改造するような場合には、共有者の持分の四分の三以上の合意によってこれを行うことができることにいたしました。

第二に、共用部分の変更が特定の区分所有者の専有部分の使用に特別の影響を及ぼす場合、たとえば、共用部分の変更によってある専有部分の出入りが不自由となったり、または採光、通風が悪くなるというような場合に

は、その者の承諾を要することにいたしました。

なお、本条に規定する事項につきましては、規約で別段の定めをすることのできることにいたしてあります。

次は第十三條であります。本条は、共用部分の管理について規定したものであります。第一項は、民法第二百五十二條と全く同趣旨であります。第二項は、前条の第二項と同趣旨であります。また、第三項は、損害保険契約、火災保険契約などありますが、こういう契約を締結し得ることが管理に関する事項に含まれるかどうか疑問がありますので、それが含まれる旨を明らかにいたしました。

なお、本条に規定する事項につきましては、規約で別段の定めをすることのできるわけであり。

次は第十四條であります。本条は、共用部分の負担及び収益の分配について規定したものであります。原則として、持分の割合によることにいたしてあります。

次は第十五條であります。本条は、共用部分に関する債権について、民法第二五四條と全く同趣旨を規定したものであります。

次は第十六條であります。本条は、規約で共用部分の所有者と定められた区分所有者の権利義務を規定したものであります。規約で特定の区分所有者を共用部分の所有者と定めますのは、その者に共用部分を管理させる趣旨であります。その区分所有者は共用部分を管理する義務があると同時に、その管理に要する費用を請求することのできる旨を定め、なお、その区分所有者が共用部分についていかなる範囲

の行為をなし得るかを明確にいたしました。

次は第十七條であります。本条は、管理者の選任及び解任の方法を規定したものであります。管理者を置くかどうかはもとより区分所有者の自由であります。これを置く場合に区分所有者全員の合意を要することとするのは不便でありますから、管理者の選任及び解任は、規約に別段の定めがない限り、区分所有者の集会の決議によってすることとし、なお、特別の理由がある場合には、裁判による解任もすることのできることにいたしました。

次は第十八條であります。本条は、管理者の職務権限について規定したものであります。すなわち、管理者は、共用部分の保存行為及びその変更または管理の執行行為並びに集会の決議の実行行為のほか、規約で定めた行為をするものとし、外部に対する関係では区分所有者を代理する権限を有するものとしたしました。

次は第十九條であります。本条は、管理者の区分所有者に対する事務報告義務を規定したものであります。管理者が共用部分の所有者となり得ること及びその場合の権利義務について規定したものであります。管理者が共用部分の所有者となることは、管理者がその事務を処理する上において好都合である場合が少なくないのであります。たとえば、ビル・マナーズの会社が管理者となる場合などあります。そこで、規約で特に定めなかった場合には、管理者が共用部分の所有者となることを認めることにし、この場合の管理者と区分所有者との関係について必

要な事項（共用部分の管理義務等）を規定いたしました。

次は第二十一條であります。本条は、管理者が共用部分または建物の敷地につきまして、区分所有者に対して有する管理費用等の債権のために、先取特権を認めたものであります。

次は第二十二條であります。本条は、管理者の権利義務につきまして、この法律及び規約で定める以外の事項につきましては、民法等の委任に関する規定を準用することを定めたものであります。したがって、たとえば、管理者は、その事務を処理するに当たって、善良な管理者の注意義務を負い、また区分所有者は、管理者に必要な費用の前払をしなければならぬこととなるわけであり。

次は第二十三條であります。本条は、規約で定めることのできる事項を規定したものであります。建物、その敷地、附属施設の管理、使用等につきましては、現在でもいわゆる管理規約を定めている例が多いのであります。が、単なる債権契約にすぎないため管理上の制度として認め、必要な規定を設けることにいたしました。本条は、この規約の内容として定めることができ、事項を定めたものであります。本条に列挙した事項のほか、他の条文により規約で定めることを認められていた事項もあるわけであり。

次は第二十四條であります。本条は、規約の定め方を規定したものであります。書面によることとしているのは、規約の内容を明確にさせるとともに、規約の保管や閲覧の関係を考慮したためであります。

次は第二十五条であります。本条は、規約の効力について規定したものであります。規約で定めた事項は、区分所有者全員を拘束するのみならず、区分所有者が変更した場合に、従来の区分所有者の特定期限をも拘束する効力を有しなければ意味がありませんので、規約がこのような効力を有する旨を定めたものであります。

次は第二十六条であります。本条は、規約の保管及び閲覧について規定したものであります。規約は区分所有者の特定期限に對しても効力を生じますので、売買その他によって区分所有権を取得しようとする者や区分所有権に抵当権の設定を受けようとする者なども、規約の内容を知り得るようになしておく必要があり得るので、そこで、規約を保管すべき者を定めるとともに、その保管者は利害関係人に規約を閲覧させる義務があることにいたしました。なお、保管者が正当な理由がないのに規約の閲覧を拒みますと第三十七条によって過料に処せられることとなります。

次は第二十七条であります。本条は、集会の招集権者を定めたものであります。管理者の選任、解任には集会の決議が必要であり、また、規約で特定の事項については集会の決議を要する旨を定めておくことも考えられるのであります。そこで、本条以下に区分所有者の集会に関する規定を設けることとし、本条でまず集会の招集をなし得る者を定めます。

次は第二十八条であります。本条は、集会招集の手續に関する原則的な事項を規定したものであります。次は第二十九条であります。本条

は、あらかじめ通知しなかつた事項につきましては、規約に別段の定めがない限り、集会の決議をすることができない旨を規定したものであります。

第三十条は、区分所有者の議決権について規定したものであります。規約に別段の定めがない限りは、各区分所有者の専有部分の床面積の割合によるという趣旨であります。

第三十一条は、集会の決議の方法を定めたものであります。

第三十二条は、規約に別段の定めがない限り、区分所有者の人数とその議決権とのそれぞれの過半数によって決議が成立するという趣旨であります。

第三十三条は、議決権行使の方法について規定したものであります。

第三十四条は、区分所有者全員の書面による合意に、集会の決議と同一の効力を認めたものであります。区分所有者が少数であります場合には、書面で合意をするほうが簡単で便利なこと

も少なくないと思われるからであります。

第三十五条は、建物の一部が滅失した場合につきましては、現在では何も規定がありませんので、各区分所有者がいかなる権利義務を有するか明らかでありませぬので、この点を明確にしうとしたものであります。すなわち、建物の価格の二分の一以下に相当する建物の一部が滅失した場合には、従来の権利関係を維持して建物を存続させるのが適当でありますので、各区分所

有者に必要な範囲の復旧権を与え、また、建物の価格の二分の一をこえる部分が滅失した場合には、建物を従前の姿に復旧させるかどうかを区分所有者全員に協議させることとし、協議不成立のときは、離脱を欲する者のために建物及びその敷地につきその者が有していた権利の買取請求権を認めることにいたしました。

第三十六条、いわゆる団地内にあります共有の土地や附属施設、たとえば集会場などの管理の便宜をはかるため、上述した管理者、規約及び集會に関する規定を団地についても準用しようとする趣旨であります。

第三十七条は、規約等の保管者がその閲覧を拒んだ場合の過料の制裁を定めたものであります。

次に附則であります。第一條は、施行期日を定めた規定であります。この法律は、あらかじめその内容を国民に十分周知させますとともに、施行前に管理者を選任し、規約を制定し、あるいはそのための集會を開く等の準備をする余裕をも与えておくことが望ましいのであります。そこで、施行期日は、昭和三十八年四月一日とするともに、その期日前でも、必要な準備行為はできることにいたしました。

第二條は、この法律の施行に伴う経過措置を定めたものであります。第一項及び第二項は、この法律の施行前から存する区分所有者の建物の共用部分が区分所有者の単独所有または共有に属します場合には、その所有関係をこの法律施行後もそのまま存続させるように措置したものであります。また、第三項は、区分所有者でない者がその建物の共用部分を所有していた場合において、この法律の施行によりその所有権を失うことがありますので、その場合の損失の補償を受け得ることを定めたものであります。

第三條は、この法律の制定に伴って民法中不要となりました規定を整理することとしたものであります。

第四條は、この法律の制定に伴いまして、区分所有者の建物に関する登記手続を整備するために、不動産登記法に所要の改正を加えたものであります。

まず目次の改正、これは第九十九条ノ二から第九十九条ノ四までの規定を新設したことに伴う整理であります。

第十五條の改正、これは区分所有権の目的たる建物特定し、その権利関係を明らかにするためには、各区分所有建物をそれぞれ別個の登記用紙に登録することなく、一むねの建物に属するものの全部を同一登記用紙に登録することが適当でありますので、その旨を規定したものであります。

第十六條ノ二の新設、第十五條の改正によりまして、区分所有建物におきましては、一むねの建物に属するものの全部について一登記用紙を備えるのであります。その一登記用紙中、中には、表題部、甲区及び乙区を各区分所有建物ごとに區別して設けることを明らかにしたものであります。

第三十六條の改正、登記すべき建物または付属建物が区分所有建物であるときには、その区分所有建物の属する一むねの建物の全体の状況を登記する必要があるとすので、その登記の申請書にその全体を表示することと同時に、各個の区分所有建物につきま

しては、その所在の土地を表示する必要があるとすのでこれを申請書に記載することを要しないものとしたものであります。

第九十一條の改正は、本条第二項の追加は、区分所有建物の表示の登記におきましては、その状況を明確にするため、その属する一むねの建物の表示をもすることと同時に、各個の区分所有建物の所在の土地を表示することを要しないものとしたのであります。本条第三項の追加は、区分所有建物の属する一むねの建物の共用部分につきましては、区分所有の建物等に関する法律第四條第三項の規定により民法第七十七條の規定の適用がないこととされたのに伴いまして、その表示の登記をしないこととしたものであります。ただし、同法第四條第二項の規定によつて規約により共用部分とされ

たものにつきましては、所有者の表示を除いて、その表示の登記を存置することが適当でありますので、このことを規定したものであります。

第九十三條ノ二の改正、区分所有建物の登記につきましては、その属する一むねの建物の表示事項の変更の場合にも、その表示の変更の登記を申請すべきことを規定しますとともに、共用部分たる旨の登記をした建物の表示の変更の登記につきましては、共用部分たる旨の登記をする前に変更が生じ、その登記の未了のときには、その登記をした日から一カ月内にその表示の変更の登記を申請すべきものとし、また表題部に所有者が表示されず、また所有権の登記もされませぬので、実体上の所有者に申請義務があるものとすると同時に、その所有者の変更の場合の

申請義務についても規定したものであります。

第九十三条ノ三の改正、共用部分たる旨の登記のある建物の分割または区分の登記の申請資格者を規定したものであります。

第九十三条ノ五の改正、区分所有建物の登記におきましては、その属する一むねの建物が表示されますので、その表示の更正の登記の手續を規定したものであります。

第九十三条ノ六の改正、共用部分たる旨の登記のある建物の滅失の登記の申請資格者を規定したものであります。

第九十三条ノ七の改正、区分所有建物の属する一むねの建物の表示の変更の登記手續を規定したものであります。

第九十四条の改正、建物の区分の登記手續を次条において規定することとしたに伴い規定を整理したものであります。

第九十四条ノ二の新設、建物の区分の登記手續を規定したものであります。

第九十五条の改正、甲建物を区分してこれを他の建物またはその附属建物に合併する登記の手續を規定したものであります。なお、附属建物の区分の場合には、附属建物を一たん主たる建物から分割した上で区分の登記をするのが適当でありますので、附属建物の区分の登記を廃止したのであります。

第九十六条の改正、附属建物の区分の登記を認めないこととしたに伴う整理であります。

第九十六条ノ二の新設、建物の区分の登記をする場合の所有権その他の権利に関する登記の移記手續を規定したものであります。

第九十八条の改正、区分所有建物の

合併の登記手續を規定したものであります。

第九十九条の改正、区分所有建物の滅失の登記手續を整理したものであります。

第九十九条ノ二の新設、区分所有権の目的でない建物が区分所有建物となつた場合及び区分所有建物が区分所有権の目的でない建物となつた場合の登記用紙の改記の手續を規定したものであります。

第九十九条ノ三の新設、建物の区分所有等に関する法律第三条第二項の規定により規約で共用部分とした場合のその旨の登記手續を規定したものであります。

第九十九条ノ四の新設、共用部分たる旨を定めた規約を廃止した場合の登記手續を規定したものであります。

第五条これは従前の区分所有建物の登記用紙を法務省令の定めるところにより改正後の不動産登記法による登記用紙に改製することとし、かつ、いわゆる登記簿と台帳の一元化の完了してない登記所における区分所有建物の登記手續等を定める所要の特則その他の経過措置を法務省令で定めることとしたものであります。

第六条は、附則第四条による不動産登記法の改正に伴う地方税法中固定資産税に関する規定を整理したものであります。

第七条は、この法律の制定に従い、市街地改造法に所要の改正を加えたものであります。すなわち、同法による管理処分計画において定めた施設建築物の共用部分並びに共用部分の共有者及びその共有持分は、この法律による規約で定めたものとみなして、この法律

との調和をはかつたものであります。以上のとおりであります。

○委員長(松野孝一君) 以上で説明は終了いたしました。本案に関する質疑は後日に譲ることとし、本案については本日はこの程度にとどめます。

○委員長(松野孝一君) 次に、臨時司法制度調査会設置法案を議題といたします。

本案は、去る二月二十三日当委員会に付託されましたので、本日は提案理由の説明を聴取いたします。本案については、大平内閣官房長官が出席しておられます。

○政府委員(大平正芳君) ただいま議題となりました臨時司法制度調査会設置法案について、その提案の理由及び概要を御説明いたします。

近時、訴訟事件の数がとみに増加し、その内容もきわめて複雑となつてきたことに伴い、裁判官等の格段の努力にもかかわらず、訴訟遅延の現象はよくよく著しく、今や看過することができない状態にまで立ち至っているの

であります。しかるに、裁判官を志望する者の数は近時漸減の傾向にあり、必要最小限度の裁判官の数の確保すら困難な実情にあるのであります。したがって、このような状態を放置するに

おいては、訴訟遅延の解消は望むべくもなく、わが国の司法制度は、この面において、きわめて憂慮すべき状態にあると言つても過言ではないのであります。そこで、かかる事態を打開する

ためには、その根本的な問題である裁判官の任用制度、給与制度等に徹底的な再検討を加え、抜本的な対策を早急に樹立することが焦眉の急務であると

考えられるのであります。

政府は、数年来、この問題に関し、種々の検討を続けてきたのであります。が、事は司法制度の根本にかかわる問題であり、ひいては国政の基本に関する問題でもあることにかんがみ、その

対策の樹立にあつては、まず各界の英智を集めてこの問題の検討に万全を期する必要があると考えますので、この際、臨時に、内閣に、そのための調査審議機関として臨時司法制度調査会を設置しようとするものであります。

この法律案は、右の調査会の設置に必要な事項を定めておるものであります。以下その要点を申し上げます。臨時司法制度調査会は、司法制度の運営の適正を確保するため、主として、裁判官の任用制度及び給与制度、これと密接不可分の関係にある検察官の任用制度及び給与制度並びに法曹一元の制度に関する緊急に必要な基本的かつ総合的な施策について調査審議すること

を目的とするものであります。その委員には、国会議員、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験のある者合計二十人以内を任命することとし、必要に応じて専門委員を置くことができることとするものと、調査会の事務を処理

させるため、調査会に事務局を置くこととしております。なお、この調査会の設置の趣旨にかんがみ、この法律は、施行の日から二年を経過した日にその効力を失ふこととしております。

以上が、臨時司法制度調査会設置法案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますよう、お願いいたします。

○委員長(松野孝一君) 以上で説明は終了いたしました。本案の質疑も後日に譲ることとし、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(松野孝一君) 検察及び裁判の運営等に関する調査中、昭和三十七年度法務省関係予算に関する件及び昭和三十七年度裁判所関係予算に関する件を議題といたします。

去る二月八日に引き続き、質疑を続行いたします。本件については、出席中の当局側は、新谷法務省経理部長、平賀法務省民事局長であります。

御質疑のおありの方は順次御発言下さい。

○高田なほ子君 まず、経理局長にお尋ねいたします。

法務省の三十七年度の予算は三百六十九億六千九百八万余、前年度に比べまして三十七億ほどの予算の増加になつておるようですが、これは国全体の予算に比べますとどういふ比率になつておりましたか。全予算の何割に法務省全体の予算はなつておるか、前年度に比べてそのパーセンテージはどういふふうに変つておるのか、この点について。

○政府委員(新谷正夫君) 法務省全般の予算についての御質問でございます。ただいまお話をいたしましたように、来年度の法務省所管の予算全体を前年度に比較いたしますと、三十七億八千二百三十万円の増額になつておるわけでありまして、これを少しくこまかく分析して申し上げますと、前年度の人件費、物件費、施設費、そう

いったく大きな分類に基づきまして比較増減の状況を申し上げます。

比較増減の状況を申し上げます。

○高田なほ子君 ちよっとお待ち下さい。私の質問の要旨は、この間説明をされたのは、法務省の三十七年度の予算は三百六十九億六千九百八十七万七千円、前年度の予算に比較すると三十七億八千二百三十万六千円の増額をみている、こういうふうな説明なされているのであります。そこで私の聞きたいのは、国全体の予算は二兆四千二百六十八億、前年度に比べると国全体の予算は四千七百四十億の増額をみている。国全体の予算は、前年度の予算に比べると約二四％と大きくふくれ上がっているわけですね。こういう中で、この法務省の予算というのは、国全体の予算の中でどういうパーセンテージを占めているのか。たとえば文教予算にしても、国全体の予算の約一％を占めているわけですね。文教予算の場合、前年度に比べると約一％ばかり減少しているわけなんです。だから、法務省の予算も国全体の予算の中で何物を占めているのか、そのパーセンテージは前年度のパーセンテージに比べるとどういう増減の数字を示しているのか、こういう私の質問です。こまかいところはけっこうです。

○政府委員(新谷正夫君) 三十六年度に比べますと、法務省全体の予算の増率は一・二七％の増加になっております。国全体の予算との比較はどうかという御質問でございますが、ただいまお話のごいじました全体の予算との比率計算になろうかと思ひます。こまかい計算は今いたしておりませんが、法務省だけの予算の伸びを申し上げますならば、ただいま申し上げました一・一％余りの増額になっております。

○高田なほ子君 これは大切な数字ですから、国全体の予算の中にどのくらいのパーセンテージを占めているのかということ、それは三十六年度に比べると国全体の予算の中で何％の増減か。法務省全体の予算では多少ふえているから、それは一・一％ふえたという答弁でいいと思うんです。しかし、国全体の予算の中で法務省の予算というのは何になつてゐるのか、三十六年度に比べて三十七年度はどのくらい一体国全体の予算の中でふえているのか、こういう数字を聞きだしたわけですが、後刻これはお調べをいたしたいと思ひます。

○政府委員(新谷正夫君) 総括的に法務省の予算を申し上げると、一・一％の増加とは言ふけれども、仕事の割りには予算があまりふえておらない。まあ国の予算は、パーセンテージを出すとよくわかるのですけれども、本年度一・三十七年度の自然増といふものは非常に膨大なものです。専売益金から前年度の繰り越しから合算すると約五千七百九十七億という膨大な自然増がある。そういう自然増があるにもかかわらず、法務省の予算というのはほとんど伸びがない。自然に給与ベースの改定等に使用される予算とか、若干の人員増とかいう予算で、目新しい予算といふものがないので、これは経理部長にお尋ねしても、数字のことだけですから、こういう政策面に触れることも、非常に伸びが小さい。この点をいかに私は残念に思ふわけですが、そこで、事務的なことをお聞きいたしますが、本年度の法務省の予算の約三十七億という増は、補正後の予算額との比較では三十一億四千二百七十二

万という数字をあげておりますが、ほとんど人件費にこれが使われているように思ふ。補正後の予算額との比較は三十一億ですけれども、その増額の中で二十九億というものが人件費に使われている。人件費も大切でありますけれども、重要な法務行政、司法行政の中でも、一般事務費といふものはわずかに、その増額をみたということだけで、たいへんこの点遺憾に考へるわけですが、なかんずく、一般事務費の中で登記所関係の渡し切り費の問題であります。これは、先般大臣が予算説明をなさつた際に、この渡し切り費は、従来九千円だったのを一万三千円に上げて、そのために四百八十一万の予算が必要であつたと述べておられます。この措置は必ずしも不当なものだとは考へませんが、一体、民事局長にお尋ねいたしますけれども、渡し切り費の増額について人事院の勧告といふものがなぜ完全に三十七年度に実施されなかつたのか、この点をお尋ねいたします。

○政府委員(平賀健太君) ただいま仰せのとおり、人事院の判定しました単価が一万七千三百一円という数字が出ておるのであります。私も、これを資料にいたしまして、大蔵省と折衝いたしましたのでございます。ただ、この人事院の判定も、これは全登記所を調査した結果ではなくて、一部の登記所をサンプリング的に調査した結果でございまして、この数字が必ずしも絶対とは言えないという事情もありまして、それからまた、国全体の予算の事情ということもございまして、私どもとしては極力努力をいたしたのでございますが、先ほど仰せのような一万

三千円というところに来年度は落ち着いたような次第でございます。

○高田なほ子君 予算の関係があらうかと思ひますけれども、この人事院の勧告は、昭和三十三年の十月三十日に人事院の勧告がなされた。つまり、三十七年度をさかのぼる四年前に出た人事院の勧告です。今おっしゃるやうに、その渡し切り費の増額の内容は、人事院の勧告は一万七千三百一円、こゝういふことで、今度出された一万三千円というのに比べると四千円の開きがある。人事院勧告からすると聞いている。四千円少ない。しかし、今あなたの説明によると、一万七千三百一円といふのは、これは一部の登記所を調査したので、必ずしも妥当なものとは考へられないといふやうな御発言も承つておるのですけれども、その御発言は誤りではないでしょうか。人事院の勧告は、これはやはり人事院自体の調査に基づく公平な機関としての私は判決だと思ふ。その判決が妥当でないといふやうにとれる御発言があつたといふことは、私はふに落ちない。そういうことは、私はふに落ちない。そういふお考えだから、四年も前の妥当な一万七千三百一円という線に近づける努力といふものが若干足りなかつたんじゃないか、そういうふうな受け取れますけれども、人事院の勧告といふものをどういふふうに一体お考えになつてゐるわけですか。

○政府委員(平賀健太君) ただいま私の申し方が、あるいは誤解を招いたかと考へるのがありますが、決して人事院の判定が間違つてゐるという趣旨ではございません。むしろ、人事院の判定がなされたのは、ただいま仰せのやうに、三十三年でありまして、

それからまた二、三年たった現在でありますので、むしろ当時よりも上がつておると見ななくちゃならぬのじゃないかとも思ふのでございまして、現実に私も思ひましたし、単価一万七千八百八十二円と、約一万八千円といふことで大蔵省とは折衝したしたのでございまして、まあ数次にわたりました復活の折衝もいたしました。何分現在が九千円ということになつておりました、一躍これを倍額にするといふことは、これは大蔵省のほうとしてもなかなか困難なことではないかと私も想像いたすわけであります。で、数回復活要求をいたしました結果、来年度におきましては一万三千円と、私どもの要求よりも約五千円足らず不足るのでございまして、三十七年度は一応これでやむを得ないと、今後さらにこの渡し切り費の充実については努力をしようといふことで、一万三千円に來年度は落ちついたやうな事情でございます。

○高田なほ子君 まあ一万八千円の要求をされたといふことでありますが、一体この一万八千円自体にも私は問題があるだらうと思ひます。渡し切り費の対象は、御承知のやうに、片用の燃料費、電灯料、そういうものが主体になつてゐるやうです。でありますから、最近の燃料費とかそれから電灯料もすでに上がつておるわけですが、三十三年度の勧告に比べてはるかに下つてゐるというところはなほだどうも遺憾にたえないところでありまして、念のために今年度要求せられまして人事院の勧告、すなわち昭和三十三年の十月に出された人事院の勧告より若干上つて一万八千円の予算要求を

されたということですが、大体一万八千円の算定の基礎というものについて、どうもあまり合理的でないような気がいたしますが、この一万八千円は、どういふふうにしてはじかれた数字なんでしょうか。

○政府委員(平賀健太君) これは各庁から報告を求め、また、私どものほうでも、全部についてではございませんが、一部の庁等につきましては実態調査をいたしました結果、これなら妥当であらうということで、はじき出した数字でございます。

○高田なほ子君 燃料費、それから電灯料、こういったようなものも、最近の物価高は、昭和三十三年でさえ昭和十年の約三百四十六倍になっている。非常によがっておるわけなんです。これは三十三年ですね。今三十七年なんですから、さらにそれよりも上がっているわけなんです。そうすると一万八千円というのは、これは必ずしも物価指数に忠実なはじき方ではないというふうに考えられますが、あなたはそう思いませんか。

○政府委員(平賀健太君) 私ども、この一万八千円という単価を算定しますにつきましては、ただいま仰せの物価の値上がりも考慮に入れています。この数字を出したのでございます。

○高田なほ子君 そうすると、一万八千円の要求がけられて、三年前の人事院勧告をはるかに下回る一万三千円というところで涙を飲んだことになるわけですが、私は、人事院勧告といううなものは公平な機関としての勧告でありまして、政府自体は、この勧告に対して常に忠実でなければならぬと思う。しかし、九千円から一挙に一

足飛びにそうはできないというお答えで、私もなるほどこれは一理があると思えますけれども、人事院勧告というものを軽視するという傾向は、これは私はたいへん悲しむべき傾向だと思ふ。そこに不要なトラブルが起こるのです。公平な機関の勧告を、政府が正直にやってくれなければ、これを信頼すればいいかわからないでしょう。その不足分というものは、みな第一線に働く人の上に犠牲の形になって出てきているわけなんです。そういうトラブルをなくするために政府は、やはり合理的な要求をするともに、それ自体最も重要なことは、人事院の勧告を忠実に実施するように努力をせよとらなければならぬし、大蔵省自体にもこの人事院勧告というものの性格をよくわかってもらわなければならぬというふうに私考えますが、来年度はこの人事院勧告、三年前の人事院勧告に下回ることのないような措置を講ずることはできる様相を持っているのかどうか、大へん答えにくい質問かと思ひますけれども、要は、あなたが人事院の勧告をどう見るかということに尽きると思ひます。答えていただきたい。

○政府委員(平賀健太君) 先ほども申し上げましたように、人事院の判定、決してこれを私ども不当とか、信頼に値しないとは思わないわけでございます。従来人事院の判定も重要な私どもの予算要求の根拠といたしまして、これを使ひまして、大蔵省と折衝いたしましたのでございます。現に私どもが算定したところでも、まあその後物価の値上がり等もあるわけでございますが、これよりも若干上回る数字で要求したくらいでございます。ただ、先ほ

どもこれまた申し上げましたように、従来は九千円であつたものが一万三千円、約四千円の増額になったものでございまして、従来の渡し切り費の増額の経過から考えてみますと、大蔵省としてもよほどこれは奮発をしてくれたのだと私も思ふわけでございます。でありますから、大蔵省におきましても、やはりこの人事院の判定というものを相当重視されて、一度に四千円の増額ということに踏み切つていただいたのではないかと思ふのでございまして、しかしながら、これで十分かといふわけです。必ずしもそうではない。決してそうではないのでございまして、今後さらに私どもとしましては、この渡し切り費の額につきまして、今までよりもさらに以上の努力をしたいと考えておる次第でございます。

○高田なほ子君 次に、人事院の勧告の問題に関連するものでありますけれども、宿日直手当に関する行政措置要求が、昭和三十四年の十一月十九日全法務省で出されたもので、それについて昨年の暮れの十一月二十四日付で宿日直手当に関する行政措置要求に対する人事院の連絡があつたようですが、どうも宿日直手当についても人事院の勧告というものが盛り入れられていないといううらみが濃くありまして、前の渡し切り費にしても、宿日直手当に十分にくめないように思つておりますが、三十七年度の宿日直関係で、人事院の判決にどういふふうに忠実におやになろうとしたのか、その苦心の跡、現在これで妥当というふうにお考えになっておるのですか、こういうふうにとです。説明によると、六十四日分だけ

何か宿日直関係の費用をおとりになつたようでございますけれども、この六十四日分の費用の内訳は、どうも超過分のほうを削つてそつちのほうへ回したような傾向があるようですね。ですから宿日直について、三十七年度人事院の判定について、どういふふうに忠実におやりになったのか、その点を少し詳しく説明していただきたい。

○政府委員(平賀健太君) 宿日直の問題につきましては、従来登記所におきましては、十日分の日直手当しか予算上認められていなかったものでございまして、この点も私もこれでは不合理であるといふので、日直手当の増額を要求して参つたのでございますが、三十七年度におきましては、ただいま高田委員の仰せのように、全休日の六十四日分を大蔵省のほうでも認めてくれまして、三千七百二十五円という金額を予算で認めてくれたのでございまして、ただ、六十四日分を全部認められましたが、つきましては、ただいま高田委員の仰せのように、従来超過勤務手当として計上されておりましたものを一部こちらの方へ回すというふうな計算になつておるようでございまして、しかし、それにしまして、三十七年度の超過勤務手当の予算の総額は三十六年度よりやはり若干ふえておる事情にございまして、今まで、三十六年度以前に比しますと、かなり大きな改善がされたというふうに私も考えております。なお、人事院の判定の關係は、高田委員の仰せはおそらく土曜日の半日直手当の支給方法に関するものだと思うのでございまして、土曜日の半日直手当、それから宿日直手当との關係でございまして、現在の制度のもと

におきましては、同じ人間が土曜日の午後から夜間にわたつて半日直、宿直をいたしました場合には、これは宿直一回分というところで三百六十円が支給されるという建前にこれはなつておるのでございまして、ところが、これに對しましては、不合理ではないか、半日直と宿直というふうに分けるべきである。そうしますと、支給額は五百四十円になるわけでございまして、五百四十円を支給すべしという意見があるわけでありまして、それで人事院のほうもその意見のほうに正しいといふことで、もつて、先ほど仰せのように、昨年の十一月二十四日にそういう判定を下したのでございまして、私どもとしましては、この判定は尊重すべきものだと思つておるのでございまして、ただ現在のところ、土曜日の半日直と宿直を一本にししまして、これを一回分の三百六十円を支給するというのが、これは人事院の規則でございまして、この規則の改正ということがまず前提になつておるのでございまして、人事院のほうでこの規則を改められますれば、私どもはこの判定を尊重しまして、この支給方法をひとつ改めるべく検討したいと思つておる次第でございます。

○高田なほ子君 人事院のほうでも、人事院規則の九一五、これは宿日直手当のことをきめたものですが、これを改正して現状に合うようにすべきであるといふことで、判定の中には、今後関係各庁においては、土曜日の半日直勤務と通常の宿直勤務とは分けて手当を支給することに改める等適当な措置を各官庁において講ずべきである。こういうのが人事院の判定であり

ます。したがって、五百四十円支給せ

よという要求は妥当な要求であること
を人事院が認めているわけですね。そ
うだとするならば、人事院の判定の趣
旨というのは当然予算の面に生かさ
れてこなければならぬ。ところが、

本年度の予算は、遺憾ながら今まで十
日分ぎりなかつたものを、六十四日分
にふやしたということ、その努力は認
めますけれども、人事院の判定そのも
のについてはやはり忠実でない、遺憾
ながらそういう結果が出てきているこ
とを御認識いただかなければならぬ
と思うわけです。くどく言うように、

法務省自体もなかなか予算の取りに
くるところではありましようけれども、
人事院の勧告というものは、やはりこ
の際、民主的な社会機構と政治機構と
しては、やっぱりこの判定というもの
は、あるいは勧告というものは尊重さ
れなければならぬという建前で、そ
の線に近づけていっていただかなけれ
ばならないと思うのですが、これは予
算がどうしても取れませんでしたので
すか。取れないので、この超過分を
こつちのほうへ振り分けたということ
になるわけですか。

○政府委員(平賀健太君) ただいま申
しましたように、土曜日の午後から夜
間にかけての宿直を、平日直とそれか
ら通常の宿直というように区分して
支給するということになりまして、こ
の宿日直の予算の額に不足を生ずるこ
とになるわけでありまして、これは三
十七年度においてはちよつと、もう処
置がございせんので、やはり超過勤
務手当から——超過の予算のほうから
こちらに回すということになるだろう
と思うのでございます。そういう関係

で、これは再来年度におきまして、さ
らに実質的にも人事院の判定が実現で
きますように、私もとしましては努
力をいたしたいと考えておる次第で
ございます。

○高田なほ子君 何だかはつきりした
ようないふようなんですが、最終的
に、人事院の判定を今後またさらに尊
重していくというお考えですね。

○政府委員(平賀健太君) そのとおり
でございます。

○高田なほ子君 超過勤務分を振り向
けたということでありまして、額は、
どのくらい超過勤務分が振り向けられ
ておるわけでしょう。これは、そ
の経理部長のほうでわかりませ
んか。今おわかりにならないければい
いですよ。調べて、あとで数字を答え
て下さいね。

○政府委員(平賀健太君) ちよつと私
は御質問の趣旨を聞きとりそこなつた
のですが。

○高田なほ子君 今あなた、日直分だ
けで六十四日分にふやしたと、こう言
うのでしょ。予算の操作は、超過の
分が若干多くなつてゐるから、その超
勤の分をその予算に振り向けたとあな
たが答弁をされたわけですね。私の考
え方は、超過は必要だから超過の費用
があるの、それをこつちのほうに振
り向けてこれを糊塗しようという態度
はきわめて遺憾であるから、一体、超
勤分はどれだけこつちのほうに振り向
けたのですか。そういうことを聞いて
いる。これは新しい予算を要求すべき
ものなんですよ。そんなところから振
り向けたらするものじゃないのです
よ。だから聞いてゐるのです。

○政府委員(新谷正夫君) ただいまの

超過手当を日直手当に振り向けた問題
でございまして、これは今回の、日直
目その他の休日の日直に相当する勤務
につきましては、従来超過勤務手当を
もつてその処理をいたしていたわけで
ございまして、それにかわる措置として
今回の日直制度が取り入れられました
関係上、従来超過勤務手当として措置
するために必要であつた金額、これを
額で申し上げますと約千五百万円ぐら
いになるのでございまして、これを日
直手当のほうに振り向けた、こういう
計算になるわけですね。ただし、先ほど
民事局長からも説明がございましたよ
うに、超過手当そのものはさらに別途
増額されております。従来の予算額以
上にはこれはふえておりますので、法務
局の超過勤務そのものにつきまして
は、従来以上に予算的には是正が行な
われてゐる、こういう結果にならうか
と考えております。

○高田なほ子君 たいへん苦しい御答
弁ですから、これ以上追及しようと思
いませんが、要するに六十四日分の日
直分をおとりになつたから、はつきり
言つと、宿直分がなくなつてしまつ
ちやつたわけですよ。なくなつちやつ
たからしよがないから超過分から千
五百万円を振り向けたと、こういうこ
とですが、いろいろ私の研究による
と、かなり超過分もよいといつてある
とは言うけれども、そういう振り向け
方をしておるから、必ずしもこれがよ
いものであるとは考えられませんが、今
度の説明にもあるように、新規事業は
あまりございせんけれども、特にこ
の法務省関係では、登記所の戸番整理
の問題が実施計画として新規事業とし
て今度やらなきゃならない。人員もこ

れはあまりふえておらないようですか
ら、おそらくこの戸番整理というの
は、たいへん手間の要する仕事らしいの
で、超過によつてこういう新しい事業
が行なわれなきゃならない、こういう
ものも見通されて超過手当というもの
も、私はお考えになつてゐたものではな
いかというふうな想像なのです。必
ずしも超過手当が多いということでは
ないのじゃないかと思うのですが、総
体的に言つと、これは一部報道人の批
評ですけれども、裏話の批評ですけれ
ども、ずいぶん法務省は予算の要求額
が少なく、よその省からもずいぶん
喜ばれたと、これは変な意味ですが、
喜ばれたというふうな批評も聞きます
が、実際は、運営が苦しいので、あつ
ち回し、こつち回ししてゐるのですか
ら、そういうよその省から喜ばれた
り、拍手かっさいされるのじゃなく
て、やはり必要な予算はおとりいた
くとともに、特に根拠のないに予算
をよこせと言つても、これは無理だろ
うと思ひますから、政府の機関として
は、人事院の勧告、あるいは人事院の
関係というものを、どの省でもやっぱ
り尊重するといふ建前に立つて予算を
とつていつてもらいたいと思つてわ
けです。

これだけにかかつておるわけにもい
きませんから端折りますして、旅費の問
題をちよつとお尋ねしておきます。

旅費は五割減といふことになつてお
ります。これは各省とも旅費は五割
減といふ線が出てゐるようですが、
仕事に対して、この五割減といふの
は——一般的な問題ですけれども、
五割減といふのは、全然これは影響が
ないものなんですか、これはどう

なんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 五割減と申
しますのは、これは各省共通の問題で
ございまして、旅費一般の問題とい
つたわけでございまして、これは業務
の運営上、極力旅費予算を節約してや
らなければならぬ、いろいろほかの
重要な経費にその財源を充てなきゃ
ならぬというところから、このよ
うな措置がとられたのでございませ
ん。ただ、今仰せのように、その節約が事
業に影響するのではないかと、御心
配でございまして、御承知のように、

私どものほうにいたしましては、各組
織別に一般の行政指導監督上必要な旅
費のほかに、たとえば本局について申
し上げますならば、登記所費というも
のが、事業そのものに必要な予算の項
がございまして、また、検査料につきま
しては、検査費といふふうなものが、
それぞれの事業費が別に項が立てられ
て予算に組まれておる。今お話のよう
に、五割の節約がこの事業のほうにか
かつて参りますと、これは仰せのよう
に、業務遂行に立ちどころに影響する
もので、まあその点も心配になりまし
たので、最後までこの旅費の節約の排
除と申しますか、実質的にその節約の
被害を受けないことといふふうな配慮
をいたしまして、大蔵当局とも折衝い
たしたわけでございまして、幸ひにいた
しまして、そういう事業費の系統に
つきましては、大体その節約は実質的
には戻された結果になつております。
それと同時に、旅費の一般の問題と
いたしましては、準備の増額が行われ
ております。一〇割の増額をいたしま
した上で五割の節約をはかつておりま

たので、最後までこの旅費の節約の排
除と申しますか、実質的にその節約の
被害を受けないことといふふうな配慮
をいたしまして、大蔵当局とも折衝い
たしたわけでございまして、幸ひにいた
しまして、そういう事業費の系統に
つきましては、大体その節約は実質的
には戻された結果になつております。
それと同時に、旅費の一般の問題と
いたしましては、準備の増額が行われ
ております。一〇割の増額をいたしま
した上で五割の節約をはかつておりま

たので、最後までこの旅費の節約の排
除と申しますか、実質的にその節約の
被害を受けないことといふふうな配慮
をいたしまして、大蔵当局とも折衝い
たしたわけでございまして、幸ひにいた
しまして、そういう事業費の系統に
つきましては、大体その節約は実質的
には戻された結果になつております。
それと同時に、旅費の一般の問題と
いたしましては、準備の増額が行われ
ております。一〇割の増額をいたしま
した上で五割の節約をはかつておりま

たので、最後までこの旅費の節約の排
除と申しますか、実質的にその節約の
被害を受けないことといふふうな配慮
をいたしまして、大蔵当局とも折衝い
たしたわけでございまして、幸ひにいた
しまして、そういう事業費の系統に
つきましては、大体その節約は実質的
には戻された結果になつております。
それと同時に、旅費の一般の問題と
いたしましては、準備の増額が行われ
ております。一〇割の増額をいたしま
した上で五割の節約をはかつておりま

たので、最後までこの旅費の節約の排
除と申しますか、実質的にその節約の
被害を受けないことといふふうな配慮
をいたしまして、大蔵当局とも折衝い
たしたわけでございまして、幸ひにいた
しまして、そういう事業費の系統に
つきましては、大体その節約は実質的
には戻された結果になつております。
それと同時に、旅費の一般の問題と
いたしましては、準備の増額が行われ
ております。一〇割の増額をいたしま
した上で五割の節約をはかつておりま

たので、最後までこの旅費の節約の排
除と申しますか、実質的にその節約の
被害を受けないことといふふうな配慮
をいたしまして、大蔵当局とも折衝い
たしたわけでございまして、幸ひにいた
しまして、そういう事業費の系統に
つきましては、大体その節約は実質的
には戻された結果になつております。
それと同時に、旅費の一般の問題と
いたしましては、準備の増額が行われ
ております。一〇割の増額をいたしま
した上で五割の節約をはかつておりま

すので、実質的には旅費は増額になっておるのではないかと、かように考えます。

○高田なほ子君 わかりました。旅費の中で、これはこの種類は違うわけですか。検察庁関係になるのですか、参考人の旅費というのとはどういふふうにかこれは上がついていったのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 検察庁関係に組まれております参考人旅費の増額でございますが、これは裁判所関係についても同じような経費がございまして、裁判所の増額に歩調を合わせまして検察庁関係についても増額になったわけでございます。

○高田なほ子君 裁判所、それから検察庁の参考人の旅費は三百十六万円増額したようですけれども、それは幾らが幾らに増額になって……。

○政府委員(新谷正夫君) 従来、単価三百円でございましたのが五百円になったのでございます。

○高田なほ子君 五百円に、二百円増額になったわけですね。

○政府委員(新谷正夫君) そのとおりでございます。

○高田なほ子君 日雇いの方が参考人に出られて、きょうかりに福岡なら福岡から東京なら東京へ来るとその旅費は実費に弁償されるわけですね。

○政府委員(新谷正夫君) そのとおりでございます。

○高田なほ子君 そうすると、五百円というのとはどういふわけなんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 今お話の福岡から東京に向かって来ますときの旅費は、これは旅費としてその実費の支弁になるわけですが、先ほどの参考人の経費といふのは、これは日当三

百円から五百円に引き上げたというところでございます。その点多少内容が違ふ点がございします。

○高田なほ子君 たとえば三月二十六日に出勤せよということと三月二十六日に出勤したしますね、そうすると、その経費は今まで三百円だったものが五百円に上がったから二百円あまよけいたただけるわけですね。しかし、遠いところから一日の口述をするために費されるときにちやうど一日は必ずしもきつかり一日であるわけではないわけですね。来る時間、帰る時間、これを加えたと遠いところでは三日間の費用が必要になるわけですが、こういう場合に一件の参考人の経費として三日間費した場合には、その前後の三日間についても当然経費を支給すべきだといふふうに私も考えておりますが、この予算の要求をなさるときに、そういう実際問題として経費を計算をされているのか、この点どうなっておりますか。

○政府委員(新谷正夫君) ただいまお話のように、実際の取り調べについて、一日要することもあるわけですが、また三日間要することもあるわけでございます。予算の単価といたしましては、これは一回の取り調べについて三百円を五百円に引き上げるという措置を講じたわけでございます。この支給方法につきましては、これは裁判所との関係もございします。裁判所も今回の増額によりまして千円以内といふふうには法律の改正を行なう予定になっております。まあそれに歩調を合わせまして、検察庁につきましても、同じく千円以内といふふうには実際の支給基準をきめていく予定でございします。

○高田なほ子君 民事局長。この支給

基準はそれで千円以内でいいのですけれども、一日だけだから一日これつきりしか出さないというのじゃなくて、遠いところから東京へ出てきた場合には、どんなに急いでも往復三日間くらの日時が費されるわけですね、そのこのために、そうだとすると、一日経費でなくとも、これは三日経費が支給されるべきものだといふふうに私考えているのです。そういうことは一件について一日経費計算ではなくて、一件について実際その人が費した日時の計算で支給されるべきものだ、こういうふうになつておられますか。

○政府委員(新谷正夫君) お説のように、日数計算によるということも一つの方法かと思うのでございしますが、ただいままでの予算の立て方あるいはその支給基準の立て方から申しますならば、一日の場合あるいは三日の場合といふふうにはそれぞれによって態様が異なっております。そのような態様に応じてまして何円以下といふふうにはそれぞれの支給の額をきめていっておられるわけでありまして、これがいいか悪いかわかりません。ところが高田委員の御意見があらうかと思うのでございしますけれども、この点につきましては、なお私も、将来の予算の措置等ともならみ合わせまして検討してみたいと、かように考えております。

○高田なほ子君 態様がいろいろ悪いという問題じゃないのです。二日間参考人なら参考人を呼ばれて、その内容は二日間わたる場合もありますね。私が言っているのは、二日間でも三日間でもそれはお調べになるのですから実際に二日間なり三日なりの日時を要す

る。また、その要したものに對して負担をかけないようにするのが当然ですが、その前後、遠いところから来たときに前後に日数がかかるわけですね。汽車に乗って来るのですから、日雇いの人だったら、一日日雇いをつぶして出でなければならぬでしょう。帰るときにも一日つぶさなければならぬとせんでしよう。そういうようなときに、そういう前後の仕事の空白をさせ、口述したその時間だけではないもので、空白をさせて損害を与えたといふものに對しても支給するように配慮すべきではないかといふことです。今まではそういうことの配慮がなかったわけ、今度は予算が若干上がったから、少しはそういう面についても考慮されていいんじゃないかと思うので、お尋ねをしているわけです。

○政府委員(新谷正夫君) これは裁判所の実際のやり方に実は右へならえをしておられるわけでありまして、裁判所の場合におきましては、証人が法廷に二日出ればこれはやはりその二回分の計算をいたしておられるわけでありまして、問題はその後にはわたって出廷するまでの日時をかなり要する場合どうするか、ただそれだけの金額を支給して、それで事足りるというのでは不十分じゃないか、こういう御意向だと思つたのでありますが、そういう点を勘案いたしまして、今の定額で幾らといふふうなきめ方ではなくて、何円以下といふふうなきめ方を持たせた支給基準になつておるのであります。この今回の予算は必ずしもそれに見合うだけの十分なものとは言えないかもしれませ

ん。従来よりも多少この際増額になりましたので、そういった点も、参考人

の方々にもプラスの面が今後は出てくるのじゃないかといふふうに私は考えております。

○高田なほ子君 それでは、次に移ります。

矯正、保護関係の問題に少ししぼって申し上げます。法務省は、本年度の予算問題として、暴力犯罪対策、公判審理の迅速化、交通事件、それから非行少年対策といふふうには、大体大きな柱をこう立てておられるようですが、非行少年対策について、どうも予算の面から見るとたいした目ぼしい内容も持たれておられない、まあお尋ねしてみなければわからないわけですが、青少年の犯罪の増加に對して政府は力こぶを入れるのだと、こういうことで、だいたい総理大臣も本気になっていらっしゃるようですが、實際予算の面から見ると、必ずしも青少年対策について強化されたあとを見ることができません。

第一番に、この矯正関係の問題について予算の面から尋ねていきたいと思つていますが、少年院それから少年鑑別所、婦人補導院これらをひつくるめまして、前年度に比べて三千六十人の収容人員減といふ基礎数字から計算されているようですが、この人数がふえることは決して望ましいことではございせん。しかし、前年度に比べて三千六十人の人員減といふことで、それを基礎としていろいろの数字をはじいておられるようでありまして、この収容者減といふのは、総体的に見て正しい数字なんでしょうか、どうなんでしょうか。まずこの点です。

○政府委員(新谷正夫君) 矯正施設の収容予定人員でございしますが、これは

一九〇

その年によりまして、あるいはふるふる施設もございまして、また減少する施設もあるわけでありまして。これも数字的にはつきりとして算出して、この数字は絶対間違いないというふうには正確に割り出せるものではないとございまして。過去のいろいろの実績から勘案いたしまして、ある施設については減り、ある施設についてはふえる、こういうことが一応推定されるわけでありまして。そういう推定に立って来年度の収容予定人員というものを算出したしておるわけでありまして。

○高田なほ子君 推定しての数字ですから私も正確なことをというとは言いませんけれども、保護観察関係はふえているのじゃないですか、ここにその御答弁をいただける方おりませんか、数字的に。

○政府委員(新谷正夫君) 正確なことをお答えできないかもしれませんが、保護観察の対象者の数につきましては、昭和三十六年度一カ月の延べ件数を百四十六万六千件くらいに見ておられますが、三十七年度につきましては、百五十五万六千件あまりに推定いたしてあります。その計算の根拠に立ちまして、たとえば保護司の実費弁償金等の算出もいたしておるわけでありまして。

○高田なほ子君 矯正関係の収容者は三千六十人の減少であるという推定数字から出しておられますが、実際には今の数字でおあげになったように、保護観察関係は三十七年度数字としてふえている、そういうふうな経過が出てくるわけですね。ですから、これは表裏一体の関係をなすものであって、私に言わせると、青少年の対策を強化するとおっしゃって、実際は内容的に

はこれをむしろ減少の方向に持つていつている。極論して言うところいうことになるのです。非常にこのことは残念だと思つたのです。

それでお尋ねしたいのですが、その次にお尋ねすることは、青少年検査の充実強化という問題はしばしば従来これはうろたへるほどに私はこの委員会では主張してきました。本年度は青少年の問題を強化すると言いつながら、実際に六百四十万五千円予算減を青少年検査の充実のために削つておる。増員は全然認められない。これはたいへんふに落ちないことですね、けれども、どういふわけで青少年のほうの増員が認められなかったのか。現状に比べてこれでいいのですかどうですか。これまたいへんふに落ちないところですね。

警察当局は前年度三年計画で一万八千の増員をするというところで、昨年は四千五百人の増員の中で少年関係、こういうものは七百八人ほど増員も増員されたようですね。しかし、少年関係の検事、こういったようなものは、全然ほとんどまあ申し上げるほどの数もふえないというところで、いささか物足りない気がしておりました。で、最近の青少年の不良化問題は容易ならざる事態に立つて、たいへん少年関係の警察官等は日夜を分かたぬたいへんな御苦労をせられておるようでありまして。何にしろ人が足りないようですね。人手不足のことでありますから、この辺はもう少し増員をされるべきであつたと思ひますけれども、どういふわけでの点の増員がなかったのかですね、この点についてひとつ予算の面からお話しいただきたい。六百四十万の減といふのは、一体どうしてこんなに減額に

なつてしまつたのか。

○政府委員(新谷正夫君) ただいま高田委員の御質問で、六百四十万の減といふ御質問でございまして、これは前年度の青少年関係ということで増員になつておりました経費が、来年度はそういうことではなくて別の形で増員が認められております。そういう意味で前年と比べますと、増員経費を含めまして、減といふことになるわけでありまして、差し上げました資料にもございまして、青少年検査の充実強化という項をあらにすればわかりましたように、検査関係では増員を除きまして六百二十九万二千円の額、これを前年度に比較いたしますと、百一十萬円の増額になつております。また、増員関係につきましては、来年度は青少年検査といふことではございませぬけれども、交通事故が非常にふえておるといふので、その関係の増員を警察庁関係につきまして六十名要求いたしておられます。この内容は、御承知のとおり、一般の交通事故対策として警察庁に必要な人員を満了するためのものでございまして、この中には実は青少年の交通事犯といふものがかなり含まれておるわけでありまして、かれこれ考えあわせまして、青少年検査そのものが決つて前年度に比して減額になつておる、あるいは予算が減少になつておるというふうなことは言えないのじゃないかというふうに考える次第でござい

ます。

○高田なほ子君 どうも数字が私はわかりません。青少年検査の充実強化といふことで昭和三十六年度の予算は千二百六十七万です。本年度は六百二十九万ですから、数字的に見てこれは減つておるでしょう。六百四十万の減といふ数字が出ておるじゃありませんか。それがどうしてふえておるのか。

○政府委員(新谷正夫君) 前年度の予算額のうち、約七百五十一万圓ばかりが増員経費でございまして。その経費が来年度は青少年検査の経費の中に入つておりませんので、そういう関係でただいま御不審をお抱きになつたのではないかとお尋ねするものであります。先ほど御説明申し上げましたように、増員経費は別の計算になつております。青少年検査の固有の予算そのものは逆に百四十万ふえておると、こういう計算になるわけでありまして。

○高田なほ子君 交通関係も入つていふと言ひますけれども、青少年の交通違反と、それからあるいはまた、虞犯少年のこういう純然たる青少年の反社会的な犯罪関係といふものは表裏の関係にあるとはいふけれども、それはたいへん違うものだと思います。ですから、青少年の対策については当然ここに増員をせられて、もつともこの強化されなければならぬといふふうに思ひますけれども、交通問題と一緒にひつくるめて計算をするといふことについては、私はたいへんな疑問を持つたものであります。まあこれは水かけ論になりますから、やめます。

それからその次にお尋ねしていただきたいことは、少年鑑別業務並びに施設の充実と、こういうふうなことで、ここでは昭和三十六年度から比べますと、三千三十二万三千円という予算の減額があるようです。少年の鑑別業務といふのは、ずいぶん容易ならざる仕事で、必ずしも今日完璧ではないのです

ね。しばしばこの少年鑑別業務についても充実すべきであるといふようなことをこの席で申し上げたわけですが、けれども、残念ながら予算の面では減額がされておるようです。この点はどういうふうにお尋ねいたしますか。

○政府委員(新谷正夫君) これは前年度の経費として計上いたしました金額の中には少年鑑別所の施設の整備充実経費といふのが入つております。三十六年度におきましては施設費が七千二百九十七万圓ばかり、ただいま仰せの予算額の中に入つておるわけですが、それが本年度は施設費が三千万圓でございまして。その辺の金額がた

だいまの減額に大きく響いておるのではないかとお尋ねのことでございまして、この施設費の点につきましては、確かに仰せのように、来年度の鑑別所の施設費につきましては、加川の少年鑑別所がせいぜい作られるぐらいのものでございまして、施設の拡充という点から申しますならば、ほんとうに不十分な結果に終わつておるものでござい

ます。そういう意味では、まことに私どもの努力の足りなかつた点は認めざるを得ないのでございましてけれども、一般の少年鑑別業務のみについて見ます場合には、逆にこれが千六百万圓ばかりの増額という形で予算上はなつておる次第でござい

おりますが、今度三円五十銭ほど増額になったようです。これは何れ上げるつもりで上がったのですか、何れ上がったのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 少年院の菜代につきましては、従来二十四円五十銭でございまして、これを三円五十銭引き上げまして二十八円の単価になっております。御承知のように、これは少年院に限りません、刑務所、鑑別所、婦人補導院につきましても菜代が非常に少ない。そのために収容者の栄養保持の上にも相当問題があるということ、年々私どもとしましては、この食糧費の改善をはかって参ったわけでございまして、従来の実績を申し上げますと、せいぜい一円くらい増額にとどまっておったわけでございまして、来年度は特に少年関係につきましても三円五十銭の増額という事でございまして、金額そのものは非常に少ないのでございまして、従来の実績からなると、場合によっては、かなり大幅な引き上げになるかと思つてございまして、これを何れ増額になるかというお話でございまして、物価指数から見ますならば、正確に今記憶にございせんが、おそらく四割くらい増額にしなければならないのじゃないかと思つてございまして、ただその四割でもつていきますと、せいぜい一円とまりの増額になるのでございまして、三円五十銭という数字が出ましたのは、ただ物価の値上がりだけではなく、収容者に与えるカロリー、蛋白質、動物性蛋白質、そういうものの所要量を算出したしまして、それから割り出したものです。物価指数を単純にかけてこの三円五十銭というものを出したものではござ

いません。

○高田なほ子君 保護観察の中で、補導費というものは若干上がつてきたようだけれども、これは私の記憶違いかどうかわかりませんが、この委託費、食事付宿泊費三十二円六銭から事務費が四円増になったというふうな補導を委託される方で、国がその方に支払うのが一年に百円支払われる人がいるというので、今どき一年に百円の謝礼を払われているというのはどういふ人が払われているのですか。委託費ですか、これは。

○政府委員(新谷正夫君) ただいま正確なことはちよつと私からお答えできませんで、恐縮でございまして、一年に百円といふのは、ちよつと今高田委員のお話を伺つて私もびっくりしておるわけでありまして、おそらく保護会の収容者がいないのじゃないかというところが一つの問題として考えられるわけではございません。これはその対象者によつて金額はきまつて参るわけではございまして、一律に最低基準幾らというものではございせん。そういうものはあるのではないかと想像される次第であります。

○高田なほ子君 どうもあなたの認識、私もはつきりしないのですが、この前、青少年問題の協議会がありまして、この世の中で年々百円の謝礼をもらつてゐるというふうな人もいふ話が出たのです。そのときに私にちよつと雑談をしておりまして、それがどういふ人物かわからないので

すけれども、法務省関係らしいのです。ね。法務省の予算の取り方というのはいへん上手だということからそういう問題が出てきた。そうして一座の物笑ひになつた。私も幸か不幸かその内容を知りなかつたから弁護するつもりにもなりませんでしたけれども、何か青少年のお世話を下さる民間人に対する謝礼らしいのです。従来までは八十円だったらしいのですが、今度予算を増額されて百円にされたそうです。それを一カ月に百円かと聞いたところ、一年に百円だということ、たいへん満腹が大笑いになったことがあるのですが、そういうものがありますか。

○政府委員(新谷正夫君) ちよつと資料がございせんので何ともお答えいたしかねますが、私もそのような程度のものであるという事は実は部内でも聞いたことはございせん。で、よく調べた上で御返事申し上げます。

○高田なほ子君 まだ少しありますけれども、もう一時になりましたから、こゝらでも切つておきましよう。どうも御苦勞さまでした。

○委員長(松野孝一君) 他に御発言もなければ、本件については、本日はこの程度にとどめます。

次回は、三月一日午前十時より開会いたし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時七分散会

二月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

民法の一部を改正する法律案

民法の一部を改正する法律案

民法の一部を改正する法律案

民法の一部を改正する法律
民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 失踪」を「第五節 同時死亡ノ推定」に改める。

第三十條第二項中「三年」を「一年」に改める。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 前条第一項ノ規定ニ依リ失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ前条第一項ノ期間満了ノ時ニ死亡シタルモノト看做シ前条第二項ノ規定ニ依リ失踪ノ宣告ヲ受ケタル者ハ危難ノ去リタル時ニ死亡シタルモノト看做ス。

第三十二條の次に次の一節を加える。

第五節 同時死亡ノ推定

第三十二條ノ二 死亡シタル数人中其一人ガ他ノ者ノ死亡後尙ホ生存シタルコト分明ナラザルトキハ此等ノ者ハ同時ニ死亡シタルモノト推定ス。

第八百一十一條第二項中「養子に代つて縁組の承諾をする権利を有する者」を「養子の離縁後にその法定代理人となるべき者」に改め、同項の次に次の三項を加える。

前項の場合において、養子の父母が離婚してゐるときは、その協議で、その一方を養子の離縁後にその親権者となるべき者と定めなければならぬ。

前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、前項の父若しくは母又は養親の請求によつて、協議に代わる審判をすることができ

きる。

第二項の法定代理人となるべき者がないときは、家庭裁判所は、養子の親族その他の利害関係人の請求によつて、養子の離縁後にその後見人となるべき者を選任する。

第八百一十五條中「その縁組につき承諾権を有する者から」を「第八百一十一條の規定によつて養親と離縁の協議をすることが出来る者から、又はこれに對して」に改める。

第八百四十五條中「又は被後見人の親族の請求によつて」を「被後見人の親族若しくは檢察官の請求によつて、又は職権で」に改める。

第八百八十七條を次のように改める。

第八百八十七條 被相続人の子は、相続人となる。

被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第八百九十一條の規定に該當し、若しくは廢除によつて、その相続権を失つたときは、その子の子がこれを代襲して相続人となる。但し、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第八百九十一條の規定に該當し、若しくは廢除によつて、その代襲相続権を失つた場合にこれを準用する。

第八百八十八條を次のように改める。

第八百八十八條 削除

第八百八十九條第一項中「前二條」を「第八百八十七條」に改め、「直系尊属」の下に「但し、親等の異なる者の間では、その近い者を先に

する。

する。」を加え、同条第二項中「第八百八十七條」を「第八百八十七條第二項及び第三項」に改め、「前項第一号の場合に、同条第二号及び前条の規定は」を削る。

第九百九条中「直系卑属」を「子」に改める。

第九百一一条第一項中「第八百八十八條」を「第八百八十七條第二項又は第三項」に改める。

第九百十九條に次の一項を加える。
前項の規定によつて限定承認又は放棄の取消をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならぬ。

第九百三十九條を次のように改める。

第九百三十九條 相続の放棄をした者は、その相続に關しては、初から相続人とならなかつたものとみなす。

第九百五十八條中「一年」を「六箇月」に改める。

第九百五十八條の次に次の二條を加える。

第九百五十八條の二 前条の期間内に相続人である權利を主張する者がなくときは、相続人並びに管理人に知れなかつた相続債權者及び受遺者は、その權利を行うことができなぬ。

第九百五十八條の三 前条の場合に於いて相當と認めるときは、家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があつた者の請求によつて、これらの者に、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与

えることができる。
前項の請求は、第九百五十八條の期間の満了後三箇月以内に、これをしなければならぬ。

第九百五十九條を次のように改める。

第九百五十九條 前条の規定によつて処分されなかつた相続財産は、国库に帰属する。この場合には、第九百五十六條第二項の規定を準用する。

第九百九十四條第一項中「死亡前」を「死亡以前」に改める。

第九百九十四條中「第八百八十八條」を「第八百八十七條第二項、第三項」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十七年七月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律による改正後の民法は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、従前の民法によつて生じた効力を妨げない。

(家事審判法の一部改正)

3 家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項甲類第七号の次に次の一號を加える。

七の二 民法第八百一一条第五項の規定による後見人となるべき者の選任

第九條第一項甲類第八号中「第八百一一条第三項」を「第八百一一条第六項」に改める。
第九條第一項甲類第二十五号の

次に次の一號を加える。

二十五の二 民法第九百十九條第三項の規定による相続の限定承認又は放棄の取消の申述の受理

第九條第一項甲類第三十二号の次に次の一號を加える。

三十二の二 民法第九百五十八條の三第一項の規定による相続財産の処分

第九條第一項乙類第六号の次に次の一號を加える。

六の二 民法第八百一一条第四項の規定による親權者となるべき者の指定

(戸籍法の一部改正)

4 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第九十四條中「民法第三十條に定める期間が満了した日」を「民法第三十一條の規定によつて死亡したとみなされる日」に改める。

二月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
建物の区分所有等に関する法律

建物の区分所有等に関する法律

建物の区分所有等に関する法律

建物の区分所有等に関する法律

建物の区分所有等に関する法律

建物の区分所有等に関する法律

建物の区分所有等に関する法律

部分は、この法律の定めるところにより、それぞれ所有權の目的とすることができぬ。

(定義)
第二条 この法律において「区分所有權」とは、前条に規定する建物の部分(次条第二項の規定により共用部分とされたものを除く)を目的とする所有權をいう。

2 この法律において「区分所有者」とは、区分所有權を有する者をいう。

3 この法律において「専有部分」とは、区分所有權の目的たる建物の部分をいう。

4 この法律において「共用部分」とは、専有部分以外の建物の部分、専有部分に属しない建物の附屬物及び次条第二項の規定により共用部分とされた附屬の建物をいう。

(共用部分)
第三条 數個の専有部分に通ずる廊下又は階段室その他構造上区分所有者の全員又はその一部の共用に共されるべき建物の部分は、区分所有權の目的とならないものとす。

2 第一条に規定する建物の部分及び附屬の建物は、規約により共用部分とすることができぬ。この場合には、その旨の登記をしなければ、これをもつて第三者に対抗することができぬ。

第四条 共用部分は、区分所有者全員の共用に属する。ただし、一部の区分所有者のみの共用に供されるべきことが明らかな共用部分は、それらの区分所有者の共用に属する。

2 前項の規定は、規約で別段の定めをすることを妨げない。ただし、第二十条第一項の場合を除いて、区分所有者以外の者を共用部分の所有者と定めることはできぬ。

3 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十七條の規定は、共用部分には適用しない。

(区分所有者の權利義務)
第五条 区分所有者は、建物の保存に有害な行為その他建物の管理又は使用に關し区分所有者の共同の利益に反する行為をしてはならない。

2 区分所有者は、その専有部分又は共用部分を保存し、又は改良するため必要な範圍内において、他の区分所有者の専有部分又は自己の所有に属しない共用部分の使用を請求することができぬ。この場合において、他の区分所有者が損害を受けたときは、その償金を支払わなければならない。

(先取特權)
第六条 区分所有者は、共用部分又は建物の敷地につき他の区分所有者に対して有する債權について、債務者の区分所有權(共用部分に關する權利及び専有部分を所有する建物の敷地に關する權利を含む)及び建物に備えつけた動産の上に先取特權を有する。

2 前項の先取特權は、優先權の順位及び効力については、共益費用の先取特權とみなす。

3 民法第三百十九條の規定は、第一項の先取特權に準用する。

(区分所有權の消滅請求權)
第七条 専有部分を所有するための

建物の敷地に関する権利を有しない区分所有者があるときは、その専用部分の取去を請求する権利を有する者は、その区分所有者に対し、区分所有権を時価で売り渡すべきことを請求することができる。

(共用部分の共有)

第八条 共用部分が区分所有者の全員又はその一部の共用に属する場合には、その共用部分の共有については、次条から第十五条までに定めるところによる。ただし、第十条及び第十二条から第十四条までに規定する事項については、規約で別段の定めをすることを妨げない。

第九条 各共有者は、共用部分をその用方に従つて使用することができる。

第十条 各共有者の持分は、その有する専用部分の床面積の割合による。

2 前項の場合において、第四条第一項ただし書の共用部分（附属の建物であるものを除く）で床面積を有するものがあるときは、その共用部分の床面積は、これを共用すべき各区分所有者の専用部分の床面積の割合により配分して、それぞれその区分所有者の専用部分の床面積に算入するものとする。

第十一条 共有者の持分は、その有する専用部分の処分に従う。

2 共有者は、この法律に別段の定めがある場合を除いて、その有する専用部分と分離して持分を処分することができない。

第十二条 共用部分の変更は、共有者全員の合意がなければ、するこ

とができない。ただし、共用部分の改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しないものは、共有者の持分の四分の三以上の多数で決することができる。

2 前項の場合において、共用部分の変更が専用部分の使用に特別の影響を及ぼすべきときは、その専用部分の所有者の承諾を得なければならない。

第十三条 共用部分の管理に関する事項は、前条の場合を除いて、共有者の持分の過半数で決する。ただし、保存行為は、各共有者がすることができる。

2 前条第二項の規定は、前項本文の場合に準用する。

3 共用部分につき損害保険契約をすることは、共用部分の管理に関する事項とみなす。

第十四条 各共有者は、その持分に応じて、共用部分の負担に任じ、共用部分から生ずる利益を収取する。

第十五条 共有者が共用部分につき他の共有者に対して有する債権は、その特定承継人に対しても行なうことができる。

(共用部分の管理所有)

第十六条 第四条第二項の規定により規約で共用部分の所有者と定められた区分所有者は、区分所有者全員（同条第一項ただし書の共用部分については、これを共用すべき区分所有者）のためにその共用部分を管理する義務を負う。この場合には、それらの区分所有者に対し、相当な管理費用を請求することができる。

2 前項の共用部分の所有者は、規約に別段の定めがない限り、その共用部分につき、保存行為及びその共用部分の性質を変えない範囲内における利用又は改良を目的とする行為を除くその他の行為をすることができる。

(管理者)

第十七条 区分所有者は、規約に別段の定めがない限り集会の決議によつて、管理者を選任し、又は解任することができる。

2 管理者に不正な行為その他その職務を行なうに適しない事情があるときは、各区分所有者は、その解任を裁判所に請求することができる。

第十八条 管理者は、共用部分を保存し、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の規定による共有者の合意若しくは決定又は集会の決議を実行し、及び規約で定めた行為をする権利を有し、義務を負う。

2 管理者は、その職務に関し、区分所有者を代理する。

3 管理者の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第十九条 管理者は、毎年一回一定の時期に、区分所有者に対し、その事務に関する報告をしなければならぬ。

第二十条 管理者は、規約に特別の定めがあるときは、共用部分を所有することができる。

2 第五条第二項及び第十六条の規定は、前項の場合に準用する。

第二十一条 第六条の規定は、管理者が共用部分又は建物の敷地につ

き区分所有者に対して債権を有する場合に準用する。

第二十二条 この法律及び規約に定めるもののほか、管理者の権利義務は、委任に関する規定に従う。

(規約)

第二十三条 建物又はその敷地若しくは附属施設の管理又は使用に関する区分所有者相互間の事項は、この法律に定めるもののほか、規約で定めることができる。ただし、区分所有者以外の者の権利を害することができない。

第二十四条 規約の設定、変更又は廃止は、区分所有者全員の書面による合意によつてする。

2 一部の区分所有者のみの共用に供されるべき共用部分に関する規約の設定、変更又は廃止は、それらの区分所有者のみの書面による合意によつてすることができる。

この場合において、他の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。

3 第一項及び前項前段の規定は、規約で別段の定めをすることを妨げない。

第二十五条 規約は、区分所有者の特定承継人に対しても、その効力を生ずる。

第二十六条 規約は、管理者又は区分所有者若しくはその代理人で建物を使用しているものの一人が保管しなければならない。

2 前項の規定により規約を保管すべき区分所有者又はその代理人は、区分所有者の過半数で定める。

3 第一項の規定により規約を保管

する者は、利害関係人の請求があったときは、規約の閲覧をさせなければならない。

(集会)

第二十七条 管理者又は区分所有者の四分の一以上で議決権の四分の一以上を有するものは、集会を招集することができる。ただし、この定数は、規約で減ずることができる。

第二十八条 集会を招集するには、今日より少なくとも五日前に、会議の目的たる事項を示して、各区分所有者に通知しなければならない。ただし、その日数は、規約で増減することができる。

第二十九条 集会においては、前条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議をすることができ。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第三十条 各区分所有者の議決権は、規約に別段の定めがない限り、第十条に定める割合による。

第三十一条 集会の議事は、規約に別段の定めがない限り、区分所有者及び議決権の各過半数で決する。

2 議決権は、書面で、又は代理人によつて行使することができる。

第三十二条 集会においては、規約に別段の定めがある場合及び別段の決議をした場合を除いて、管理者又は集会を招集した区分所有者の一人が議長となる。

第三十三条 集会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領

及びその結果を記載し、議長がこれに署名押印しなければならない。
3 第二十六条の規定は、議事録に準用する。
第三十四条 この法律又は規約により集会において決議すべきものとされた事項については、区分所有者全員の書面による合意があつたときは、集会の決議があつたものとみなす。
2 第二十六条の規定は、前項の書面に準用する。
第三十五条 建物の価格の二分の一以下に相当する部分が滅失したときは、各区分所有者は、滅失した共用部分及び自己の専有部分を復旧することができる。
2 前項の規定により共用部分を復旧した者は、他の区分所有者に対し、復旧に要した金額を第十条に定める割合に応じて償還すべきことを請求することができる。ただし、裁判所は、他の区分所有者の請求により、相当の期限を許与することができる。

5 前四項の規定は、規約で別段の定めをすることを妨げない。
(団地への準用)
第三十六条 第十七条から第十九条まで及び第二十二條から第三十四条までの規定は、一団地内に数むねの建物があつて、その団地内の土地又は附属施設（これらに関する権利を含む。）がそれらの建物の所有者の共有に属する場合に準用する。この場合において、第十七条から第十九条まで、第二十三條から第三十二條まで及び第三十四條中「区分所有者」とあるのは「土地又は附属施設（これらに関する権利を含む。）の共有者」と、第十八條及び第二十四條中「共用部分」とあるのは「土地又は附属施設」と、第十八條中「第十二條第一項若しくは第十三條第一項」とあるのは「民法第二百五十一條若しくは第二百五十二條」と、第三十條中「第十條に定める」とあるのは「持分の」と読み替へるものとする。
(過料)
第三十七条 正当な理由がなく、第二十六条第三項（第三十三條第三項、第三十四條第二項又は前條において準用する場合を含む。）の規定に違反して規約、議事録又は書面の閲覧を拒んだ者は、一万円以下の過料に処する。
附則
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。
2 第十七條及び第二十四條から第

三十四條まで（第三十六條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定は、前項の規定にかかわらず、公布の日から施行する。ただし、昭和三十八年四月一日前においては、この法律中その他の規定の施行に伴う準備のため必要な範囲内においてのみ、適用があるものとす。
(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に存する共用部分が区分所有者のみの所有に属する場合において、第四條第一項の規定に適合しないときは、その共用部分の所有者は、同條第二項の規定により規約でその共用部分の所有者と定められたものとみなす。
2 この法律の施行の際現に存する共用部分が区分所有者の全員又はその一部の共有に属する場合において、各共有者の持分が第十條の規定に適合しないときは、その持分は、第八條ただし書の規定により規約で定められたものとみなす。
3 この法律の施行の際現に存する共用部分の所有者が第四條第一項の規定の適用により損失を受けたときは、その者は、民法第七百三條の規定に従ひ、償金を請求することができる。
(民法の一部改正)
第三条 民法の一部を次のように改正する。
第二百八條を次のように改める
第二百八條 削除
第二百五十七條中「第二百八條及び」を削る。
(不動産登記法の一部改正)

第四条 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四號）の一部を次のように改正する。
目次中「第九十九條」を「第九十九ノ四」に改める。
第十五條に次のただし書を加える。
但一棟ノ建物ヲ区分シタル建物ニ在リテハ其一棟ノ建物ニ属スルモノノ全部ニ付キ一用紙ヲ備フ
第十六條の次に次の一條を加える。
第十六條ノ二 第十五條但書ノ規定ニ依ル用紙ニ在リテハ表題部及び各区ハ一棟ノ建物ヲ区分シタル各建物毎ニ之ヲ設ク
第三十六條に次の一項を加える。
前項ノ場合ニ於テ建物又ハ附属建物ガ一棟ノ建物ヲ区分シタルモノナルトキハ其一棟ノ建物ノ所在ノ郡、市、区、町村、字及び地番並ニ構造及び床面積ヲ記載シ若シ一棟ノ建物ノ番号アルトキハ其番号ヲ記載スルコトヲ要ス但第一項第一号ニ掲ゲタル事項ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ
第九十一條に次の一項を加える。
建物又ハ附属建物ガ一棟ノ建物ヲ区分シタルモノナルトキハ其一棟ノ建物ノ所在ノ郡、市、区、町村、字及び地番並ニ構造及び床面積ヲ登記シ若シ一棟ノ建物ノ番号アルトキハ其番号ヲ登記スルコトヲ要ス但前項第一号ニ掲ゲタル事項ハ之ヲ登記スルコトヲ要セズ

スル一棟ノ建物ノ共用部分ニ付テノ建物ノ表示ニ関スル登記ハ建物ノ区分所有等に関する法律第三條第二項ノ規定ニ依リ共用部分ト為シタルモノニ付テノミ之ヲ為ス但共用部分タル旨ノ登記アル建物ニ付テハ第一項第六号ニ掲ゲタル事項ハ之ヲ登記スルコトヲ要セズ
第九十三條ノ二第一項中「第九十一條第三号乃至第五号」を「第九十一條第一項第三号乃至第五号若クハ第二項」に改め、同條第三項に次のただし書を加える。
但共用部分タル旨ノ登記アリタルトキハ其登記アリタル日ヨリ一个月内ニ第一項ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス
第九十三條ノ二に次の二項を加える。
共用部分タル旨ノ登記アル建物ニ付テハ第一項ノ登記ハ其所有者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ申請書ニ申請人ノ所有權ヲ証スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス
第八十條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第九十三條ノ三に次の二項を加える。
共用部分タル旨ノ登記アル建物ニ付テハ第一項ノ登記ハ其所有者ノ申請ニ因リ之ヲ為ス但合併ノ登記ノ申請ハ之ヲ為スコトヲ得ズ
前項ノ場合ニ於テハ申請書ニ申請人ノ所有權ヲ証スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス
第九十三條ノ五中「第九十一條

第一号及び第三号乃至第五号」を「第九十一条第一号第一号若クハ第三号乃至第五号又ハ第二項」に改める。

第九十三条ノ六に次の一項を加える。

第九十三条ノ二第四項ノ規定ハ前項ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス第九十三条ノ七中「又ハ番号」を「番号又ハ第九十一条第二項ニ掲ゲタル事項」に、「同条」を「第八十一条ノ九」に改める。

第九十四条第一項中「又ハ甲建物若クハ其附属建物ヲ区分シ」及び「又ハ区分」を削り、同条第二項中「甲建物ヨリ其附属建物ヲ分割シテ之ヲ乙建物ト為ス場合ニ於テ」を削り、同条第三項を削る。

第九十四条の次に次の一條を加える。

第九十四条ノ二 甲建物ヲ区分シテ之ヲ乙建物ト為ス場合ニ於テ其登記ヲ為ストキハ新登記用紙中甲建物ノ表題部及ビ乙建物ノ表題部ニ区分ニ因リテ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス但甲建物ガ区分所有權ノ目的タリシトキハ其登記用紙中乙建物ノ表題部ニ区分ニ因リテ家屋番号何番ノ建物ノ表題部ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ手続ヲ為シタルトキハ前登記用紙中表題部ニ区分ニ因リテ家屋番号何番及ビ何番ノ建物ノ登記用紙ニ移シタル旨ヲ記載シ甲建物ノ表示ヲ抹シ其登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス但同項但書ノ場合ニ於テハ甲建物ノ

表題部ニ残余部分ノ表示ヲ為シ区分ニ因リテ他ノ部分ヲ家屋番号何番ノ建物ノ表題部ニ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示ヲ抹スルコトヲ要ス

第九十五条第二項中「甲建物又ハ其附属建物」ヲ「甲建物」に改め、「其登記ヲ為ストキハ」の下に「乙建物ノ表題部又ハ」を、「何番ノ建物」の下に「表題部又ハ」を加え、同条第三項中「前条」を「第九十四条に」、「同条第三項」を「前条第二項但書」に改める。

第九十六条中「又ハ区分」を削り、同条の次に次の一條を加える。

第九十六条ノ二 第九十四条ノ二第一項ノ場合ニ於テハ甲建物ノ相当区事項欄ニ前登記用紙ヨリ所有權其他ノ權利ニ關スル登記ヲ移シ且所有權以外ノ權利ニ關スル登記中ニ乙建物ト共ニ其權利ノ目的タル旨ヲ記載シ乙建物ノ相当区事項欄ニ甲建物ノ家屋番号及ビ其建物ニ付キ同一事項ノ登記アル旨ヲ記載シテ夫々申請書受附ノ年月日及ビ受附番号ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス但同項但書ノ場合ニ於テハ乙建物ノ相当区事項欄ニ甲建物ノ家屋番号及ビ其建物ニ付キ同一事項ノ登記アル旨ヲ記載シ甲建物ニ關スル所有權以外ノ權利ニ關スル登記ニ乙建物ト共ニ其權利ノ目的タル旨ヲ附記スルヲ以テ足ル

第八十三条第三項乃至第六項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス第九十七条中「又ハ区分」を削る。

第九十八条中「要セス」の下に「甲建物ト共ニ同一ノ登記用紙ニ登記シタル乙建物以外ノ建物アル場合ニ於テハ登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要セス」を加え、同条に次の三項を加える。

合併ニ因リテ乙建物ガ区分所有權ノ目的タラザルモノト為ル場合ニ於テ其登記ヲ為ストキハ新登記用紙中表題部ニ合併ニ因リテ家屋番号何番及ビ何番ノ建物ノ表題部ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ手続ヲ為シタルトキハ甲建物ノ表題部及ビ乙建物ノ表題部ニ合併ニ因リテ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ニ移シタル旨ヲ記載シ甲建物及ビ乙建物ノ表示ヲ抹シ其登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第二項ノ場合ニ於テハ登記用紙中甲区事項欄ニ甲建物ノ甲区及ビ乙建物ノ甲区ヨリ所有權ノ登記ヲ移シ其登記ガ甲建物又ハ乙建物タリシ部分ノミニ關スル旨、申請書受附ノ年月日及ビ受附番号ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ第八十五条第三項ノ規定ヲ準用ス第九十九条に次のたし書を加える。

但滅失シタル建物ガ一棟ノ建物ヲ区分シタルモノナルトキハ登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要セス

第四章第二節第二款中第九十九条の次に次の三條を加える。

第九十九条ノ二 第九十四条ノ二第一項ノ場合ノ外区分所有權ノ目的タラザル建物ガ共用部分タ

ル旨ヲ定メタル規約ノ廃止以外ノ事由ニ因リテ区分所有權ノ目的タルモノト為リタルトキハ其建物ニ關スル登記ヲ新登記用紙ニ移スコトヲ要ス第九十八条第二項ノ場合ノ外区分所有權ノ目的タル建物ガ区分所有權ノ目的タラザル共用部分以外ノ建物ト為リタルトキ亦同ジ

第七十六条第二項及ビ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十九条ノ三 共用部分タル旨ノ登記ハ申請書ニ其旨ヲ定メタル規約ヲ証スル書面ヲ添附シテ表題部ニ記載シタル所有者又ハ所有權ノ登記名義人ヨリ之ヲ申請スルコトヲ要ス此場合ニ於テ共用部分ト為シタル建物ヲ目的トスル所有權ノ登記以外ノ權利ニ關スル登記アルトキハ其登記名義人ノ承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ベキ裁判ノ謄本ヲモ添附スルコトヲ要ス

前項ノ登記ノ申請アリタル場合ニ於テ其登記ヲ為ストキハ表題部ニ共用部分タル旨ヲ記載シ表題部ニ記載シタル所有者ノ表示ヲ抹シ又ハ所有權其他ノ權利ニ關スル登記ヲ抹消スルコトヲ要ス此場合ニ於テ共用部分ガ他ノ登記用紙ニ登記シタル建物ノ区分所有權ノ共用スベキモノナルトキハ其旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十九条ノ四 第九十三条ノ規定ハ共用部分タル旨ヲ定メタル規約ヲ廢止シタル場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依ル登記ノ申請書

ニハ規約ヲ廢止シタルコトヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依ル登記ノ申請アリタル場合ニ於テ其登記ヲ為ストキハ表題部ニ所有者ヲ表示スルヲ以テ足ル此場合ニ於テ其登記ヲ為シタルトキハ共用部分タル旨ノ記載ヲ抹スルコトヲ要ス

（不動産登記法の改正に伴う経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に存する区分所有權の目的たる建物の登記用紙は、法務省令の定めるところにより、前条の規定による改正後の不動産登記法第十五条ただし書の規定による登記用紙に改製しななければならない。

2 前項に定めるもののほか、不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和三十五年法律第十四号）附則第二条第二項の期日までの間の各登記所における建物に関する登記及び登録（同法による廃止前の家屋台帳法（昭和二十二年法律第三十一号）による登録をいう。）の手続に關し前条の規定による不動産登記法の改正に伴い必要な特則その他その改正に伴い必要な経過措置は、法務省令で定める。

（地方税法の一部改正）

第六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百八十一条第一項中「第七十八号各号に掲げる事項」を「第七十八号の規定により登記する事項」に改め、同条第三項中「第九十一条各号に掲げる事項」を「第一

第三部 法務委員會會議錄第七号

昭和三十七年二月二十七日
【参議院】

紹介議員 小林 英三君
の請願の趣旨は、第一一三二号と同

皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願

された「風流夢譚」のように、公然と皇室をひぼうしてはばからないものが

あらわれたことは、もはや国民の監視できないところである。今日、世界いずれの国においても、元首、王室を侮辱したり、危害を加えたりする者に対し厳重な処罰規定を設けていることは周知のとおりであるから、皇室の尊厳をおかす者に対して、これを厳重に処罰するような法律を制定せられたいとの請願。

第一一五九号 昭和三十七年二月五日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(七通)
請願者 熊本県天草郡大矢野町 登立三九八 水野謙四 郎外二百八名
紹介議員 下村 定君
この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一一六九号 昭和三十七年二月五日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願
請願者 熊本県八代市松江城町 二八 竹原政人外三百七十九名
紹介議員 林田 正治君
この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一二〇五号 昭和三十七年二月六日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(五通)
請願者 長崎県平戸市高越町 鴨川健次郎外百二十八名

紹介議員 下村 定君
この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一二〇六号 昭和三十七年二月六日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願
請願者 三重県熊野市二木島町 水口敏彦外八十六名
紹介議員 井野 碩哉君
この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一二八八号 昭和三十七年二月八日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(四通)
請願者 福井県速原郡上中町堤 七六ノ一四 松宮徹雄 外七十九名
紹介議員 下村 定君
この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一二八九号 昭和三十七年二月八日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(八通)
請願者 岐阜県揖斐郡揖斐川町 小島 末永又三郎外百五十七名
紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一三〇五号 昭和三十七年二月八日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願

制定に関する請願
請願者 東京都町田市高ヶ坂 一、七三四 富井希美 子外五十六名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一一三四号と同じである。

第一一六八号 昭和三十七年二月五日受理
皇室をひぼうする者を処罰する法律制定に関する請願(十三通)
請願者 熊本県下益城郡中央村 大字弘川 宮崎忠允外二百六十二名
紹介議員 林田 正治君
昭和二十二年刑法の改正により、皇室に対する罪に関する条項が削除されたことについて、当時から不安の念を抱いてきたが、その後国民の一部に皇室を侮辱し、からかう傾向が年とともにひろがり、ついには最近の「風流夢譚」のごとく公然とひぼうしてはばからない風潮がおきるに至つたことは、まことに遺憾である。いうまでもなく日本国は、天皇を中心として発展してきたことは歴史的に明白であり、今日においても天皇は、日本国及び日本国民統合の象徴としての地位に立つておられ、国民は、皇室に対し限りない尊敬の念と親愛の情を抱いているのであるから、皇室をひぼうする者に対しては、これを厳重に処分するよう、すみやかに立法措置を講ぜられたいとの請願。

第一二五二号 昭和三十七年二月七日受理
政治的暴力行為防止法案反対等に関する請願

第一二五三号 昭和三十七年二月七日受理
政治的暴力行為防止法案反対等に関する請願

第一二五三号 昭和三十七年二月七日受理
政治的暴力行為防止法案反対等に関する請願

第一二五三号 昭和三十七年二月七日受理
政治的暴力行為防止法案反対等に関する請願

第一二五三号 昭和三十七年二月七日受理
政治的暴力行為防止法案反対等に関する請願

る請願
請願者 富山県滑川市宮窪四七八 山田政則外八百二十七名
紹介議員 亀田 得治君
国民生活の向上と平和で民主的な日本を作るために、労働組合をはじめ各種民主団体は、集会を開き、要求をかけた国会に請願するなど活動を行なつていくが、真の民主主義は、このように大衆の意志表示の中から生れてくるものであるのに、労働組合の賃金引上げ、日常的要求でさえ弾圧の対象となつており、特に、公務員の労働基本権は、公務員であるという理由だけで、いじめるしく侵害されている。また、憲法改悪への策動を底流とする「政治的暴力行為防止法案」は、言論、出版、結社の自由をはじめ国民の基本的権利を侵害し、明らかに憲法違反の疑いがあるから、権利と民主主義を守るために、(一)「政治的暴力行為防止法」の完全廃案、(二)国会法改悪をはじめとする悪法反対、(三)ILO八十七号条約無条件批准等の実現を期せられたいとの請願。

第一二五三号 昭和三十七年二月七日受理
政治的暴力行為防止法案反対等に関する請願

第一二五三号 昭和三十七年二月七日受理
政治的暴力行為防止法案反対等に関する請願

第一二五三号 昭和三十七年二月七日受理
政治的暴力行為防止法案反対等に関する請願

第一二五三号 昭和三十七年二月七日受理
政治的暴力行為防止法案反対等に関する請願

第一二五三号 昭和三十七年二月七日受理
政治的暴力行為防止法案反対等に関する請願

第一二五三号 昭和三十七年二月七日受理
政治的暴力行為防止法案反対等に関する請願

会に左の案件を付託された。
臨時司法制度調査会設置法案
臨時司法制度調査会設置法案
臨時司法制度調査会設置法案
(設置)
第一条 内閣に、臨時司法制度調査会(以下「調査会」という。)を置く。
(所掌事務)
第二条 調査会は、司法制後の運営の適正を確保するため、主として、次の各号に掲げる事項に関する緊急に必要な基本的かつ総合的な施策について調査審議する。
一 法曹一元の制度(裁判官は弁護士となる資格を有する者で裁判官としての職務以外の法律に関する職務に従事したもののうちから任命することを原則とする制度をいう。)に関する事項
二 前号に掲げるもののほか、裁判官及び検察官の任用制度及び給与制度に関する事項
三 調査会は、前項の施策に関して、内閣の諮問に答申し、又は内閣に意見を述べる。
3 調査会は、前項の答申又は意見を内閣から国会に報告するよう、内閣に申し出ることができる。
(組織)
第三条 調査会は、委員二十人以上で組織する。
(委員)
第四条 委員は、次の各号に掲げる者について、内閣が任命する。
一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 四人
二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 三人

第一二五三号 昭和三十七年二月七日受理
政治的暴力行為防止法案反対等に関する請願

第一二五三号 昭和三十七年二月七日受理
政治的暴力行為防止法案反対等に関する請願

第一二五三号 昭和三十七年二月七日受理
政治的暴力行為防止法案反対等に関する請願

第一二五三号 昭和三十七年二月七日受理
政治的暴力行為防止法案反対等に関する請願

第一二五三号 昭和三十七年二月七日受理
政治的暴力行為防止法案反対等に関する請願

第一二五三号 昭和三十七年二月七日受理
政治的暴力行為防止法案反対等に関する請願

- 三 裁判官 三人
- 四 検察官 三人
- 五 弁護士 三人
- 六 学識経験のある者 四人以内

2 内閣は、前項第五号及び第六号の委員の任命については、あらかじめ内閣の同意を得なければならない。

3 第一項第五号及び第六号の委員について欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために内閣の同意を得ることができないときは、内閣は、前項の規定にかかわらず、これらの委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会で内閣の承認を得なければならぬ。この場合においては、内閣の承認を得られないときは、内閣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

5 内閣は、第一項第五号及び第六号の委員について、心身の故障のため職務の執行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があることを認め、これを罷免することができる。

6 委員は、非常勤とする。

7 裁判官である委員が特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第九条の規定により受けるべき手当に關しては、同法第十四条の規定の例による。

（会長）

第五條 調査会に、会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

第三部 法務委員会會議録第七号

める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第六條 調査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、会長の推薦により、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に關する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（幹事）

第七條 調査会に、幹事を置く。

2 幹事は、学識経験のある者及び関係機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

（資料提出の要求等）

第八條 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関、裁判所並びに日本弁護士連合会及び弁護士会に對して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者に對しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務局）

第九條 調査会の事務を処理させるため、調査会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局事務官その他所要の職員を置く。

3 事務局局長は、内閣総理大臣が任命する。

4 事務局局長は、会長の命を受けて、事務局の事務を掌理し、部内の職員の任免、進退を行ない、かつ、その職務につき、これを監督する。

5 事務局は、命を受け、事務を整理する。

6 事務局局長を除くほか、事務局に恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員は、四人とする。

（主任の大臣）

第十條 調査会に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（委任規定）

第十一條 この法律で定めるもののほか、調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十七年九月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前における指名及び同意

2 第四條第一項第一号及び第二号の指名並びに同条第二項の同意は、この法律（前項ただし書に係る部分を除く）の施行前においても、これを行うことができる。

（国家公務員法の一部改正）

3 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中第十一号の三を第十一号の四とし、第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 臨時司法制度調査会の委員

（法務省設置法の一部改正）

4 法務省設置法（昭和二十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十七條の次に次の一條を加える。

第十八條 法務大臣は、臨時司法制度調査会設置法（昭和三十七年法律第 号）第二條第一項に規定する施策については、臨時司法制度調査会が置かれていた間は、法制審議会に諮問しないものとする。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

5 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三 臨時司法制度調査会の委員

（この法律の失効）

6 この法律は、昭和三十九年八月三十一日限り、その効力を失う。

二月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、皇室の尊厳を守るための法律制定に關する請願（第一、三三二号）（第一、三三〇号）（第一、三三一号）（第一、三四二号）（第一、三六

九号）（第一、四五二号）（第一、四五三号）（第一、四五八号）

一、皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に關する請願（第一、三三二号）（第一、三三〇号）（第一、三三一号）（第一、三四二号）（第一、四五〇号）（第一、四五一号）

第一三一〇号 昭和三十七年二月九日受理

紹介議員 青田源太郎君

日本国憲法には、天皇は日本国及び日本国民統合の象徴であると規定してあるが、まことに皇室は日本国民の精神的支柱である。だから国民は、皇室に對し限りない尊敬の念と親愛の情をいだいてゐるのである。しかるに、最近国民の一部には、公然と皇室を非難侮辱してはばからない者が増加してあり、この傾向を放置すれば皇室と国民との伝統的、精神的關係は破壊され、国民統合の核心が失われる危険さあり、憂慮に堪えないところである。それにもかかわらず、これに對して有効な措置を講じ難いのは、現行法に皇室の名誉と尊嚴とを保障するに足る直接かつ明確な条章が存在しないからであるところを痛感するものであり、このような状態を黙過することはできないから、この際、皇室の尊嚴を守るための法律を制定せられたいとの請願。

兵庫県佐用郡佐用町豊福九四ノ三 久保卓司 外百七十九名

第一三一〇号 昭和三十七年二月九日受理

第一三一〇号 昭和三十七年二月九日受理

第一三一〇号 昭和三十七年二月九日受理

第一三一〇号 昭和三十七年二月九日受理

皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願

請願者 京都市南区西九条御幸田町三 木村義雄外二百二十九名

紹介議員 大野秀次郎君

この請願の趣旨は、第一三二二号と同じである。

第一三二二号 昭和三十七年二月九日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願

請願者 福岡県久留米市瀬下町六二ノ二 平井国雄外六百九十九名

紹介議員 野田 俊作君

この請願の趣旨は、第一三二二号と同じである。

第一三四二号 昭和三十七年二月十一日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願

請願者 東京都墨田区吾嬬町西九ノ七六 東京都恩給権擁護連盟第六区基合支部内 中橋弘観外四十名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一三二二号と同じである。

第一三六九号 昭和三十七年二月十三日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願

請願者 東京都中野区大和町八二 東京都恩給権擁護連

盟中野支部内 本間甲三外六百九十五名

紹介議員 下村 定君

この請願の趣旨は、第一三二二号と同じである。

第一四五二号 昭和三十七年二月十四日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(二百一十二通)

請願者 福岡県丹生郡織田町織田 清水俊治外二千三百七十五名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第一三二二号と同じである。

第一四五三三号 昭和三十七年二月十四日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(四通)

請願者 愛媛県松山市生石町六二二 岩本善夫外七百二十三

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第一三二二号と同じである。

第一四五八号 昭和三十七年二月十五日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(十六通)

請願者 福井県鯖江市河和田町一九ノ一 山岸まさあ外百五十七名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第一三二二号と同じである。

第一三三二二号 昭和三十七年二月九日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(八通)

請願者 岐阜県揖斐郡揖斐川町小島 草野五郎外八十名

紹介議員 古池信三君

日本国憲法には、天皇は日本国及び日本国民統合の象徴であると規定している。この規定が、日本歴史に基礎づけられて生れたことは明白なところであり、皇室はまさに日本国民の精神的支柱である。ゆえに国民は皇室に対し限りない尊敬の念と親愛の情をいだいて

この請願の趣旨は、第一三二二号と同じである。しかるに戦後、一部の者とはいへ、皇室の尊厳をおかす者がふえたことは、国民の憂慮してやまなかつたところであるが、とくに最近、中央公論昭和三十五年十二月号に掲載された「風流夢譚」のように、公然と皇室をひぼうしてはばからないものがあらわれたことは、もはや国民の黙視できないところである。今日、世界い

ずれの国においても、元首、王室を侮辱したり、危害を加えたりする者に対して厳重な処罰規定を設けていることは周知のとおりであるから、皇室の尊厳をおかす者に対して、これを厳重に処罰するような法律を制定せられたいとの請願。

第一三五〇号 昭和三十七年二月十二日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(八通)

請願者 岐阜県山県郡美山村岩佐七六〇 恩田計三外百五十八名

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第一三三二二号と同じである。

第一三六四号 昭和三十七年二月十三日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(三通)

請願者 岐阜県揖斐郡揖斐川町小島 駒月豊外三十九名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第一三三二二号と同じである。

第一四五〇号 昭和三十七年二月十四日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(七通)

請願者 滋賀県草津市元町四ノ一、一六〇 竹村さだ外百四十七名

紹介議員 下村 定君

この請願の趣旨は、第一三三二二号と同じである。

第一四五一号 昭和三十七年二月十四日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(二十四通)

請願者 福井市磯川中町二〇 畑与作外五百一十二名

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第一三三二二号と同じである。